
平成28年第3回大和町議会定例会会議録

平成28年6月6日（月曜日）

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	産 業 振 興 課 長	後 藤 良 春 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	佐々木 哲 郎 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	千 坂 俊 範 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	教育総務課長	佐 藤 三 和 子 君
財 政 課 長	高 崎 一 郎 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	三 浦 伸 博 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	文 屋 隆 義 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	熊 谷 実 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	次 長	櫻 井 修 一
議事庶務係長	野 田 美 沙 子		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時59分 開会

議長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

まだ定刻前ではございますけれども、皆さん全員おそろいなので、ただいまから平成28年第3回大和町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番犬飼克子さん及び4番馬場良勝君を指名します。

日程第2「会期の決定について」

議長 (馬場久雄君)

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月9日までの4日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月9日までの4日間に決定いたしました。

日程第3「諸般の報告」

議長 (馬場久雄君)

日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項がありますので、報告をしていただきます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、諸般の報告でございますが、配付している資料でございますとおり、今回につきましては、繰越明許費繰越計算書につきまして、それから平成27年度の株式会社大和町地域振興公社決算についてということでございます。

それぞれ、担当者より報告させますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長 （高崎一郎君）

おはようございます。

それでは、お手元の資料によりまして諸般の報告資料に従いましてご説明申し上げます。

1 ページをお願い申し上げます。

繰越明許費繰越計算書について。平成27年度大和町一般会計予算について、別紙繰越計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。この件につきましては、3月議会定例会におきまして、平成28年度へ繰り越して使用いたします繰越明許費につきまして、議決を頂戴いたしましたところでございます。また、4月の臨時会におきまして、2件の追加につきまして専決処分をいたしましたことをご承認いただいたものでございます。この繰越の内容を明示いたしました繰越計算書を次のページに策定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告申し上げます。

2 ページをお願い申し上げます。

この件につきましては、繰り越した款項の区分、事業名、議決いただきました金額、翌年度繰越額、その繰越額の財源内訳ということで記載させていただいているものでございます。

2 ページ最下段の合計欄をごらんいただきたいと思います。

繰越事業につきましては総事業17事業でございます。うち10事業が国庫補助事業でございます。議決を賜りました金額につきましては6億4,902万8,000円でございます。このうち実際に翌年度、平成28年度へ繰り越しいたしました金額は合計5億4,105万8,000円となったものでございます。

その財源内訳といたしましては、国庫支出金 3 億1,931万6,000円、その他特定財源といたしまして地方債、その他特定財源を合計いたしまして7,554万8,000円。残りが一般財源といたしまして1億4,619万4,000円となったものでございます。

事業の完了予定につきましては、資料の最上段より吉岡商店街空き店舗改装事業につきましては平成28年4月28日、情報セキュリティ強化対策事業につきましては平成29年3月31日、防災行政無線施設整備事業につきましては平成28年6月30日、固定資産税基礎資料更新業務委託につきましては平成28年10月31日、低所得者の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金事業及び事務費につきましては平成28年4月からの事業開始となっております。

子ども・子育て支援システム改修業務委託につきましては平成28年8月31日、蒜袋宮前線改良事業につきましては平成28年5月25日、橋梁点検改修事業につきましては平成28年5月25日並びに5月31日、準用河川改修事業につきましては平成28年5月31日並びに平成28年12月28日、「殿、利息でござる」PR関連事業につきましては平成28年5月31日、宮床中学校校庭造成計画調査設計業務委託につきましては平成28年7月29日、公共土木施設災害復旧費の道路災害復旧事業につきましては平成28年4月12日、台風18号豪雨災害復旧費の農林施設等災害復旧事業につきましては、事業の区分によりまして平成28年4月末日、5月末日、10月末日の完成予定となっております。同じく、道路災害復旧事業、河川災害復旧事業につきましては平成28年6月末日と12月20日、都市施設災害復旧事業につきましては平成28年7月31日となっております。同じく、学校施設災害復旧事業につきましては平成28年6月30日と7月29日をそれぞれ完成予定としております。

繰越明許費につきましては以上でございます。

今年度につきましては事故繰越についてはございませんでした。

以上、ご報告をさせていただきました。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

それでは、3ページをお願いいたします。

平成27年度株式会社大和町地域振興公社決算についてご報告いたします。

地方自治法243条の3第2項の規定により、平成27年度株式会社大和町地域振興公

社決算につきまして、別冊のとおり報告するものでございます。なお、決算報告書につきましては、平成28年5月26日開催の定期株主総会において承認されたものでございます。

それでは、別冊の決算報告書1ページをお開きいただきたいと思います。

第24期事業報告でございます。期間につきましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間でございます。第24期事業報告につきましては、事業計画に基づいて事業を執行してまいりましたが、順調に経過し目標をほぼ達成したところでございます。

概要でございますが、町からの受託事業であります七ツ森湖畔公園などの施設管理事業で4,118万3,000円、都市公園などの指定管理者業務で3,437万円、町民研修センター・体育センター受け付け業務と日直巡視業務で472万1,000円、受託外業務で929万5,000円、町道維持管理業務で1,503万3,000円、収益事業では地場産品売上手数料販売等で530万3,000円の販売額となったところでございます。また、平成27年9月には、記録的な集中豪雨に見舞われ、町道や公園施設等の冠水や土砂崩れ等が発生し、危険個所の閉鎖や復旧のための片づけ作業など緊急的な対応を行ったほか、冬期間の除雪業務では、歩道2路線が昨年よりふえ9路線とバスターミナルの除雪を行いました。そのほか町道や緑地、施設等の除雪業務や伐採業務、除雪業務など42件の受託外業務を行い、昨年の2倍の売り上げとなりました。

受託事業につきましても、施設の万全を期すとともに、公園施設の補修等を実施し、快適に利用していただくための公園づくりに留意してまいりました。

蜂の巣駆除につきましても、町有施設や公園、町民の方、会社関係など、町内外から昨年の約3倍の31件の依頼があり、格安の料金で対応してまいりました。

観光振興につきましては、春の「花まつり」、夏の「まほろば夏まつり」「七夕まつり」、秋の「たいわ産業まつり」に協力参加をいたしたところでございます。

その結果、営業収支で405万6,000円の当期純利益を計上することができたものでございます。

2につきましては、会議等の開催状況で、取締役会、定期株主総会の開催状況でございます。

3につきましては、第24期の役員名簿でございます。

それでは、3ページの貸借対照表をお願いいたします。

資産の部でございますが、流動資産のうち、現金・預金計が8,837万3,588円、棚卸資産とその他流動資産を合わせました流動資産合計で1億945万7,834円となったもの

でございます。

次に、固定資産でございますが、有形固定資産と無形固定資産及び投資等を合わせました固定資産合計で2,449万8,442円となりまして、資産の部の合計は1億3,395万6,276円となったところでございます。

次に、負債の部でございますが、流動負債及び固定負債を合わせまして2,545万5,159円でございます。

純資産の部では、株主資本のうち、資本金が1,250万円、利益剰余金につきましては、更新積立金400万円、別途積立金1,500万円、繰越利益剰余金が7,700万1,117円でございます。うち当期利益が405万6,776円となり、利益剰余金計が9,600万1,117円となったものでございます。

この結果、純資産の部の合計は1億850万1,117円となりまして、負債・純資産の部の合計は1億3,395万6,276円となったところでございます。

次に、4ページの損益計算書をお願いいたします。

経常損益の部でございますが、売上高計が1億990万8,091円、売上原価計が137万4,350円でありますことから、売上総利益は1億853万3,741円となったものでございます。

販売費・一般管理費計の1億477万1,997円を差し引きますと、376万1,744円の営業利益となったものでございます。

次に、営業外収益計の21万4,405円を加えますと、経常利益で397万6,149円となったものでございます。

次に、特別損益の部でございますが、特別利益の106万3,451円を加えました税引き前当期利益の503万9,600円から法人税、住民税、事業税を差し引いた当期利益につきましては、405万6,776円となったところでございます。

次に、5ページの販売費及び一般管理費でございますが、それぞれの科目ごとの決算額を記載してございます。一番下の計の欄をごらんいただきたいと思います。

予算額1億124万円に対しまして、決算額1億477万1,997円となりまして、353万1,997円の残額となったものでございます。

7ページをお願いいたします。

7ページにつきましては平成28年度第25期事業計画書、8ページにつきましては事業計画に基づく収支見込書。

9ページをお願いいたします。

9ページにつきましては平成28年度販売費一般管理費でございます。

以上で、大和町地域振興公社の決算について報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

これで、町長の報告を終わります。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。

町長より招集の挨拶があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

第3回大和町議会定例会に当たりまして、ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日ここに、平成28年第3回大和町議会定例会が開会されるに当たり、提案いたします一般会計補正予算などの議案につきまして、その概要を説明申し上げ、議員皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、去る5月7日の宮城県内での先行上映に引き続き、5月14日には全国で上映が開始されました映画「殿、利息でござる」でございますが、現代にも通じるものとしてごらんいただいた方々の心を打つすばらしい作品との評価を受け、大ヒットの中、公開が続いているところでございます。町で開設いたしました吉岡宿本陣案内所を初め、町内には全国から訪れる皆さんが日増しにふえ、映画の感動の余韻に浸っていただいているところでございます。大和町のすばらしさをより深く感じていただきお楽しみいただけますよう、商工会や関係団体と連携を深めながら取り組んでいるところでございます。

次に、指定廃棄物処分場の件ですが、去る5月27日に指定廃棄物の処理方法を話し合う第10回市町村長会議が開催され、当初の測定で8,000ベクレル以下だった汚染廃棄物を県が改めて測定し直す方針が決まったところでございます。このことにつきましては、県だけではなく市町村が測定したものもあって、測定方法が一貫していなかった上に、原発事故から5年が経過して減衰も進んでいるとみられるために、再測定を実施して濃度を明確にし、処理を迅速に進める狙いがあるものでございます。

村井知事からは「統一した調査で全量を把握した上で、国の調査結果も出てくる秋口には処分方法を示したい」と理解を求められたところでございます。知事は、最終処分場につきましても「ゼロベースで検討する。いかにしていいのか。3カ所でいい

のかからスタートすることになる」と述べ、当面は低濃度の廃棄物処理に力を入れる意向が改めて示されました。県が再測定を行うことは意義が大きく評価ができるものであると考えるところです。しかし、本来であれば、基準以下のものにつきましても国が責任を持って処分すべきであり、指定廃棄物の処理方法も検討して、踏み込んだ決断を望むものでございます。

本町といたしましては、最終処分場建設には断固反対であり、大和町指定廃棄物最終処分場建設に断固反対する会をはじめ、関係各種団体と連携をとりながら、候補地はすでに白紙撤回になったとの立場で、一貫した反対の立場を貫いてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

また、去る5月13日から20日まで実施されました沖縄駐留米軍の移転訓練についてでございますが、おかげさまで無事訓練を終了することができました。

本町といたしましても、部隊滞在期間中は、庁内に王城寺原演習場対策連絡会議を設置し、各種対策や連絡調整を行いますとともに、巡回班によります巡回パトロールの実施、町内各所における騒音測定及び振動測定のほか、防災無線を通じまして訓練情報をお知らせするなど、町民皆様の不安解消を図るための対応策を講じてまいりましたが、今後も情報の早期入手など万全を期してまいりたいと考えているところです。

次に、5月末現在の水稻生育状況についてでございますが、4月末から好天に恵まれ、5月中旬以降の気温が高い傾向で推移した結果、活着がよく、田植え後の生育はおおむね良好であると判断しているところであります。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第47号は、職員の処分に伴いまして、特別職の給料を減ずることから、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部の改正を行うものでございます。

議案第48号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議案第49号一般会計補正予算につきましては、1億6,437万円を追加し、歳入歳出の総額を112億3,236万4,000円とするものであります。

歳出の主なものにつきましては、総務費におきましては、昨年9月10日、11日に発生しました関東・東北豪雨災害において、宮床財産区所有地に地上権を設定しております宮床生産森林組合の作業道等が被害を受けたことから、復旧に要する経費の一部を助成する経費、大平中地区の集会施設建築の一部助成に要する経費、吉岡宿の案内

所受業務の無休運営に要します経費並びにコミュニティ事業としまして、七ツ森太鼓の修繕等に要します経費、個人番号カードの交付に要します経費、参議院議員選挙執行費について、投票箱の補充購入に要する経費を追加措置し、民生費におきましては、臨時福祉給付金事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業に係る経費を、農林水産業費の農業費では、担い手の確保・強化支援事業と、水田農業対策事業に置きまして、事業内容の変更と補助率の変更に要します所要額を、水産業費におきましては、県で高級ブランド化を目指しております伊達いわな生産事業費を追加措置し、商工費におきましては、まほろば夏まつりに係る経費を追加措置するものでございます。

教育費におきましては、くろかわチャリティーコンサート実行委員会よりいただきましたご寄附によりまして、児童図書等の購入に要する経費とまほろばホールの施設管理といたしまして、建築・機械・電気設備の改修計画と中期修繕計画策定のための業務委託を特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当して実施したく所要額を追加措置するものでございます。

以上が歳出の主な概要でございますが、これらの経費に充てます財源といたしましては、国庫支出金の特定防衛施設周辺整備調整交付金につきまして、当初予算措置分への増額追加をいたすものであり、また、臨時福祉給付金、年金生活者等支援臨時福祉給付金の2つの給付金に係ります事業費と事務費の国庫補助金と個人番号カード交付事業費国庫補助金を追加し、社会資本整備総合交付金につきましては、内示額により減額いたすものであります。

県支出金につきましては、農林水産業費の事業の変更並びに追加決定によります補助金の追加措置、参議院議員選挙執行費の歳出の見合いによります委託金の追加措置を行い、繰入金につきましては、財産区地域振興費に要します経費を財産区特別会計より繰り入れし、その他寄附金、自治総合センターコミュニティ助成金、精算金による収入のほかに、平成27年度からの繰越金により財源調整を行い措置いたすものでございます。

また、債務負担行為の追加といたしまして、もみじヶ丘児童館と仮称南部コミュニティセンター内児童館の運営業務につきまして、本年度内に早期に受託者を決定し、開館運営に備えたく、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

次に、特別会計についてであります。議案第50号宮床財産区特別会計補正予算につきましては、歳入歳出ともに918万6,000円を追加するものでございます。

議案第51号につきましては、下水道事業特別会計におきまして、歳入歳出ともに900万円を追加措置するものでございます。

諮問第1号につきましては、本年9月末日に任期満了を迎えます人権擁護委員の推薦につきまして、議会のご意見を求めるものでございます。

以上が今回提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げてご挨拶とさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

日程第4「一般質問」

議長（馬場久雄君）

日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番千坂裕春君。

8番（千坂裕春君）

皆さん、おはようございます。

早速、1件目から一般質問させていただきます。

1、税の町外流出を防げ。

企業誘致等により、人口増加、町税収入増加等の効果が表れている。しかし、町税をさらに効果的に増加するために、税の町外流出を防ぐ必要が不可欠である。

1、町外職員の給与年間総額（期末手当を含む）、交通費年間総額（町外職員）、これらからの諸手当に関しては全て町外職員ということで読ませていただきます。住宅手当年間総額、扶養者手当年間総額は、2、上記からは住民税を徴収できない。町外比率を下げかつ町外職員の諸手当を廃止すべきでは。3、随意契約を町内企業に限定、より随意契約をふやし活性化を図るべきでは。以上3要旨の町長の考えをお伺いします。

議長（馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、初めに、町外職員の給与年間総額等でございますが、平成27年度において、職員190名、一般職員185名、再任用4

名、時間短縮再任用1名でございますが、比率は町内が60.5%、町外が39.5%という現状でございます。給料につきましては、年間総額6億502万1,000円のうち2億1,895万9,000円、36.2%が町外職員へ支給されたものです。手当につきましては、年間総額3億1,319万7,000円のうち1億1,793万4,000円、37.7%が町外職員に支給されたものでございます。

さらに、手当を種類別に説明いたしますと、交通費、通勤手当に当たりますが、年間総額981万4,000円のうち618万4,000円、63.0%。住宅住居手当年間総額956万2,000円のうち472万7,000円、49.4%。扶養手当年間総額は1,336万5,000円のうち386万2,000円、28.9%が町外職員に対して支給されております。

次に、町外職員から住民税を徴収できない。町外比率を下げかつ町外職員の諸手当を廃止すべきではのご意見でございますが、新採用職員も含めまして、町外在住職員につきましては、災害時等の対応から、可能な限り町内への居住をお願いしているところでございますが、さまざまな事情により町外在住職員の比率は年々増加傾向にございます。地方公務員法第24条第3項、給与、勤務時間、その他の勤務条件の根本基準でございますが、この中で、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないとなっております。本町を初め県内の市町村の職員の給与等は国に準じて条例を定め支給しているところでございます。本町が町外職員の諸手当を廃止する対策を講ずれば、近隣市町村へ与える影響も大きいことから大変難しいと考えております。引き続き、町外在住職員に対しましては、町内への居住を促してまいりたいと思っております。

次に、随意契約を町内企業に限定して、より随意契約をふやし活性化をとのご質問についてでございますが、地方公共団体が売買、貸借、請負、その他の契約を行う場合には、地方自治法第234条第1項の規定によりまして、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、または競り売りの方法により締結するものとされておるところでございます。また、同条第2項の規定によりまして、指名競争入札、随意契約、または競り売りにつきましては、政令に定める場合に該当するときに限り例外的にこれによることができるとされておまして、地方自治法施行令第165条では、指名競争入札について、工事又は製造の請負、物件の売買、その他の契約で、その性質又は目的が一般競争入札に適していないものをするときに定められておまして、第167条の2では、随意契約ができる場合がその各号で定められておまして、第1項第1号では、売買、貸借、請負、その他の契約で、その予定価格が別表第5の契約の種類及び金額

の範囲内で規定を定める額を超えないときと定められております。この別表第5ですが、市町村の場合は工事費は130万円、財産の買い入れにつきましては80万円など、全6種類についてそれぞれ金額の範囲が定めてありまして、この金額は大和町財務規則第102条におきまして、随意契約のできる限度額としまして、地方自治法施行令第162の2第1項の別表第5と同額の定めがされているところでございます。

以上の法令案、条例、規則の定めに基づいて、一般競争入札の原則によった場合、調達準備に多くの作業や時間が必要となり、結果といたしまして当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあり得る場合などに、例外方式を適用して指名競争入札や随意契約によりまして調達行為等を行っておるところでございます。

随意契約につきましては、指名参加願いや営業行為等により、取扱品目等を確認して、町内企業を取り扱っている品目につきましては、原則といたしまして町内企業を対象に見積書の提出を依頼することとして、予算編成説明会で徹底するように指示をし、施工伺いの段階でも指導しておるところでございます。しかしながら、取扱品目や業務内容等によっては町外企業に見積もりを依頼せざるを得ないこともございます。

また、指名競争入札につきましても、町内企業が受注できる案件は大和町契約業者指名委員会におきまして、町内企業を貢献度等に配慮して選定することとし、入札による自由競争を経て落札者である受注業者を決定しているところでございます。

随意契約につきましても、同等の取り扱いとしまして、各課等に対しまして、地元企業に見積書の提出を依頼するよう指導してまいります。以上です。

議長 長 （馬場久雄君）
千坂裕春君。

8番 （千坂裕春君）

ただいまの町長の答弁の中に、町外職員の比率が39.5%、それで、給料の比率が36.2%という答えがありました。現在町外の方というのは、多くはまだ若手職員と言われる職員であると思っておりますが、その職員の方々が、いずれ中堅、または管理職になっていくことを考慮した場合、やはり早急な何かしらの対策が必要かと私は感じておりますが、町長の考えをお聞かせください。

議長 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

4割近くが町外ということでございます。先ほども回答したのですが、やはりいろいろ災害時とか、そういった場合には、近くにいて至急対応がとれるようなということとは必要だと考えております。そういうことで、職員にもそういったことを踏まえた中で、できるだけ町内に住んでもらうような、そういったお願いはもちろんしているところでございまして、これをもっと徹底していきたいと思っております。具体的にというものにつきましては、なかなか手当の問題につきましては、先ほど申しましたとおり、非常に難しい課題もございます。職員に大和町の職員であるという自覚をしっかり持ってもらって、そのためにはどういうことをしたらいいのか、そういったことをいろいろ考えてもらうように指導してまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

私が聞くところによりますと、入社試験といったらいいのかわかりませんが、会社じゃないので。そういった面接のときに、町長から面接に来られた方に、大和町の職員になった場合大和町内にお住になられますかというような質問があると聞いております。そういった中で、ほとんどの方が住みますと言っているような状況等も人伝いに聞いておりますが、そういった状況はございますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

前も、採用につきましては、おっしゃるとおり、県内だけではなくて、県外からも応募される方が大勢おいででございます。その際には、確認というわけではないんですが、そのとおり、大和町に住みますかという話はさせてもらっておりますし、その段階で皆さん大和町に住みますということをおっしゃいます。ただ、すぐ近くに、例えば仙台の泉とかにご両親と住んでおられるとか、そういった方については、そうではない場合もありますけれども、一般的にそういった質問をした場合には、町内に住んで頑張りますというお話は、そのときはいただきます。

議 長 (馬場久雄君)
千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

そういった正直でいる方、例えば住む予定はないという方がいたとしたならば、そういった人の印象が悪くなって残念ながら入社運びにならなかった人がいるならば、そういった人たちに対しては大変申しわけない結果に終わっているんじゃないかと思います。私も、この一般質問をするに当たって、もちろん文章の関係もありましたから町外職員全員の対象にはしておりますが、もちろん町長が言われます両親のもとで住んでいるという方は対象外でいいと思います。ただし、県外から、または遠隔地から大和町の職員になるために転居した職員の方、または人生の転機で独立されたとかそういった方がなぜ大和町に住めないのか。自分の働いている町なんですよという観点からすると、私には全く理解できない。例えばいろいろな事情でとあるんですけれども、いろいろな事情で認められる事情というのはどんな状況でしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

逆に認められないということもなかなか難しいところがあるんですが、会社に入った方につきましては、ほとんど大和町内にお住まいいただいております。よくあるケースとしまして、結婚をされて、奥さんの勤め先の問題とか、そういったケースで町外、どちらにも通いやすい距離といいますか、そういったケースはあるようでございます。それが全ての例ではございませんが、結婚を契機にということが結構多いでしょうか。あるいは……そういうことですかね。

議 長 (馬場久雄君)
千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

町長も答えづらいところがあったというところで、私が言っていることは理解して

いただいているとは感じておりますので、引き続きどうして住めないのか、あなたが働いている町だということを強く伝えて、またそういった諸手当の申請書が出た場合、課長、または所管の方、またはもちろん町長が指導すべきと考えております。

例えば、北部工業団地にある車の製造会社は、ちょっと住居とは別なんですけれども、自社製品に乗っていない方には交通費が出ておりません。これは、従業員からお話があって確認はとっているところでございます。大和町は、そういった物はつくっておりませんが、大和町自体が自分たちがつくっている製品だということを考えれば、やはり住むべきです。そのほかの選択肢は私はあり得ないと思っております。そういった中で、町長の、または所属課長の強いリーダーシップが必要か感じておりますが、再度答弁をお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

自分の町に愛着を持ってもらって、そしてまちづくりをするということは非常に大切だと思っております。また、我々が企業に来てもらうときにも、大和町に住んでくださいというお願いもして住んでもらっている経緯もございます。そういったことを考えた場合に、町に愛着を持って、自社製品ではないですが、自社の町で生活をしている中で、その町をもっとよくしようということ、そういった気持ちを強く持って取り組んでもらうということは非常に大切なことだと思っておりますので、努力してまいります。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

これは言葉尻で大変申しわけないんですけども、3ページにこういった表現が使われております。近隣市町村へ与える影響も大きいことから大変難しいという考えだということなんです、法的には問題がないという解釈でよろしいでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

法的にと言いますか、このことにつきましては、その前段にありますとおり、職員の給与につきましては、生計費並びに国及び地方の団体の職員並びに民間事業の従業者云々とあります。ですから、レベルのあれだと思います。例えば、これはマイナスにするのではないのですが、自分の町に住んでもらったときに住居費をプラスするという条例をつくっている市町もあるようです。ですから、その範囲だと思うんです。常識の範囲と言いますか。まるっきりだめだということではなくて。ただ、極端にゼロにするとか、そうした場合には、先ほど言いました公務員法24条に違反しますのでそこまではできないと思いますが、その許容の範囲があると思っております。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

それでは、段階的に範囲から始めたらよろしいと私は考えを持っています。町長も推進されております3世代同居ということをうたわれていますね。やはり、役場というのは跡取りの方が残られる雇用であったはずなんです。それで、いろんな公務員人気とか安定とかそういった志向の方々がいるんな町から採用試験を受けられ、それで入った結果が今の状況になったと思いますが、やはり町がそういった雇用をつくってあげて、その中で立地奨励金をお渡ししている企業にも、町でもやっているからどうぞ従業員の方の何割かは町内の方にお願ひしますということをお初めに言える立場になると思うので。やはりこういった効果があるんだということ、災害などというような理由じゃなくて、そういった観点から皆さんは見られているんだよということをもっともっと職員に対して指導すべきかと私は感じておりますが、突然言われた中で、町長、考えがまとまっていないかと思いますが、やはりこういった面からも、職員に定住とか町内の居住をお願ひすべきかと思うんですけれども、さらに答弁をお願ひします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほども申しましたが、我々が企業の誘致をやった場合に、こちらに工場をつくってくださいというのと同時に大和町に住んでくださいというお願いもしているところでございます。そのためにいろいろ施策もやっている中でありますし、遠方から来られて大和町に住んでもらうようお願いもしているところでございますので、そういうことを考えれば、当然大和町に住んでもらうということは、ほかにお願いしている以上自分たちもということは、基本はそこにあると思っています。いろんな事情があるということではありますけれども、そういった気持ちをしっかり持っていけるように、また指導してまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

以前は、こういった一般質問に出るときに、町外比率を下げるべきという一般質問に対してよく理由にしたものとしては、憲法22条の規定があるためにできないということ言われていた答弁が多かった。そういった中で、今回はそういったものを使ってこなかったのは、私は一歩前進したと思っています。自分の再質問の中には、憲法22条の件を出してきたらこういう発言をしておこうというものを準備した経緯はあったんですが、できませんでした。でも一歩進んだと思って理解しております。

随意契約のほうに移っていきますが、予算編成説明会で徹底するよう指示しているということですが、やはり町内の企業が町で随意契約をやってくれるんだという意識がまだ徹底されていないという状況ですので、多分品薄になったり業務内容を狭めたりしている可能性が高いと私は感じておりますが、町では町内に多くの随意契約をやる考えがあるということを町内の業者には周知徹底されておりますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

契約について、町内の業者にとということですが、町内の業者に対してそういった周

知徹底という形でのあれはやっておりません。

議 長 (馬場久雄君)
千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

町の考えとして、随意契約は多くの町内の業者が使われるんだというものが周知徹底できてきたならば、やはり町内の業者も品ぞろえを多くしたり業務の範囲をふやしたりする可能性大と考えておりますので、やはりそういった周知の方法、または周知をすべきということもしていく必要があると感じておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

それでは、2件目の質問に入らせていただきます。

北部工業団地周辺の町道整備を。

北部工業団地周辺の県道は徐々にではあるが整備が進み、課題はあるものの渋滞は多少緩和してきている。一方、町道は整備がおくれ、桧和田上ではわだちが多く、少量の降雨でも広範囲にわたり水がたまり運転に支障を生じかねない。また、松坂では朝夕の通勤時、交通量が多く、幅員が狭くかつカーブも多いため、通学児童の安全を確保するためにも整備を早急に実施すべきと考える。町長の考えをお伺ひします。

議 長 (馬場久雄君)
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますが、初めに桧和田上地区町道のわだちについてでございますが、この路線は町道桧和田本線と推察いたします。本路線につきましては、平成7年度から国の補助事業によりまして、歩道設置事業を実施した道路でございます。当時の路線の整備手法といたしましては、沿線の宅地や建物等に配慮いたしまして、既存の車道路面を歩道として活用しながら新たに車道となる部分を北側へ拡幅して、既存の路面とあわせて整備をしたものでございます。しかしながら、年月の経過によりまして、従前の舗装面と新設舗装面との接合箇所におきまして、路面の凹凸によりたまり水ができる箇所が発生している状況にございますので、この現状を注視しながら必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、松坂地区の町道につきましては、町道松坂法恩寺線と推察いたしておりますが、本路線につきましては、本路線への車両通行量の増加の主たる要因といたしまして、相川地区の県道大和幡谷線と県道仙台三本木線の交差点において、通勤時等の右折車両の増加による交通混雑を回避するために町道への流入車両がふえているものではないかと思っています。そのために、既存の道路線形を生かしながら、路面排水処理の向上と道路空間の拡幅効果を目的に、既設土側溝をU字溝に入れかえる等の整備を行っているところでございます。そんな中、かねてより要望しておりました当該交差点部分の改良整備のうち、県道仙台三本木線への右折レーンを付加する交差点改良事業が昨年度完成したところでございまして、通行車両の渋滞が緩和されたものと思います。また、県道大和幡谷線につきましても、交差点改良を引き続き県に要望してまいりたいとも考えております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

町長の答弁にあつたとおり、私が指摘したのは町道桧和田本線です。そういった中で、やはり北部工業団地または大崎方面に抜けていく車が、今はこの道路を利用する人が多くなってきております。そういった中で、朝の段階では貨物車両の通行禁止とかそういった手段は講じられてはおりますが、日中はどんな車でもお構いなしに通っている状況でございます。そういった中、ご存じのように、町道の基準を満たす道路でつくった道路ですから、やはり多くのわだちがあり、運転に支障をきたしているところではあります。また、上下水道との関係で、どうしても道路が落ちている箇所がございますので、やはり答弁を見ますと、状況を見ながら対応いただくとは書いてありますけれども、そういったものをもう何度か繰り返しやってきている状況でございますので、もうちょっと抜本的な整備が必要かと感じておりますが、町長、お考えを聞かせてください。

議 長 （馬場久雄君）
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

抜本的なということですが、抜本的まではなかなか大変なことが現実だと思っております。道路整備につきましては、そのとおり、いろいろ課題があるところがありまして、上下水道の工事の関係で差ができるとか、そういうものが桧和田本線に限らずそういう状況が出るケースもございます。抜本的にすべてを直すということももちろん大事なことでございますが、なかなかいつまでにできないということをお願いいたしましたので、優先順位をつけて今やっております。したがって、その順番になるまでの間は、抜本的なということではなくその都度の対応になりますけれども、交通安全というのは大切なことでございますので、先ほども言いましたけれども、現状の状況を常に把握、視察しながら対応してまいりたいと考えております。以上です。

議長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8番 (千坂裕春君)

次に、松坂地区の町道のことでございますが、私の一般質問の中にも渋滞が緩和されてきた。これは、あくまでも落合小学校の相川の交差点の状況をみると、渋滞は緩和されているとは思いますが、理由はいろいろあるかと思いますが、やはり昨年の右折ラインの延長というのは大きいかと思えます。ただし、私も確認しない中でちょっと無責任な発言なんですけど、相川の下状況は変わった状況の中で、松坂に行く道路はどうかということちょっと確認しないんですけど、昨年の状況ですとかなり多くて、やはり回り道をする方の習性として急ぐということもあって、2年くらい前に身洗川のところの法恩寺松坂に向かう道路、ちょうど坂のところ正面衝突した事故がありまして、幸運にも死亡事故には至らなかったんですけど、それを初め、やはり側溝に落ちたとか田んぼに落ちたとかというような事故は多発している状況です。また、整備はしておりますという状況ではありますけど、一部には側溝にふたもかかっていないところもございますので、やはりそういったものも再度点検していただいた中で、もう一度考えていただければという状況でございます。やはり、どうしても交通指導のとき感じたのは、その地区の児童の方、送り迎えがほとんどです。聞いてみると、やはりそういった車が多い中で通学させるのには不安だという声もいただいておりますので、やはりそういったものを考慮していかなきゃいけないのが町の立場でございますので、そういったものを再度答弁の中で踏まえましてお考えを聞かせていただきたいところです。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今の道路につきましては、そのとおり、要するに迂回路という形で皆さんいろいろ道路を探されて通っております。この道路につきましても、先ほど言いましたとおり、側溝とかを入れてはやっておるんですが、一部抜けているというところで、その辺は確認をしたいと思っております。あそこもそれ以上のことがなかなかできない道路でございますので、できないというか、幅とかそういったもので、課題はあると思っております。ただ、中学校のところは企業にお願いをしてあちらは通らないようにというご協力ももらっており、大分減っていると聞いております。ただ、幡谷線の右折レーンが、三本木線のほうからの右折はできたんですが、今度は幡谷からの北に上る右折について多分渋滞があるということで、そちらに回られるということも考えられますので、先ほども言いましたけれども、県のほうにこの辺の右折レーンについて、またこちらについてもお願いをしていかなければいけないと思っておりますし、道路につきましては、そのとおり、先ほどの松坂線につきましても確認をしながら、できる部分について安全を確保する対策を講じてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

やはり町民は、放っておかれているわけじゃないというものがまず必要なんです。町も監視しながらいろいろな方策を考えているよという姿を見せれば、町民の方も安心していけるんじゃないかと感じておりますので、そういった町の町民の方々に、やっていますという姿を見せていただきたいと思います。以上2件目を終わります。

議 長 （馬場久雄君）

千坂議員、3件目に入る前にちょっと途中ですけれども休憩させていただきます。

それでは、暫時休憩します。休憩の時間は10分間といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番千坂裕春君。

8番 (千坂裕春君)

3件目の一般質問に入ります。

有名私立大学の付属校の誘致を。

平成14年度から立地奨励金交付等の事業で企業誘致を重点に町の活性化を推進してきたが、有名私立大学の付属小・中・高の誘致の計画や申し出での実績はなかったか。町内の児童・生徒の競争心が芽生える、交通網整備の起爆剤になる、町を好きになった方が職員になり定住する、知名度が上がる等効果は大きい。長期計画として考慮しては。町長の考えを伺います。

議長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、有名私立高校等の誘致の質問でございました。近年の少子化に伴います生徒減少から、一部の有名大学では付属高校等を中央都市に展開する動きがございます。こうした有名私立大学の動きは、新たな教育機関の誘致による教育の活性化が図られるとともに人材の集積にもつながり、自治体の戦略のひとつとして考えられます。付属校等の誘致の効果は、全国的に有名な私立大学のブランド力を生かして県内や近隣県、また首都圏からの優秀な生徒の集積にもつながり、また首都圏からの転勤に当たっては、子供の教育の受け皿として認知されることで、家族単位での新たな転任につながるものと考えられます。半面、高校卒業時の大学進学時点では多くの生徒は系列大学へ進学し、県外へ転出することが想定されますので、人口の集積の点では限定的な効果にとどまることになるとも考えられます。町の南部には、県立宮城大学が開校しておりまして、県立図書館等が集積するなど、本件の代表する文教地区

の一つでございまして、緑の自然環境と調和した文教地区が形成されております。総合計画におきましても、宮城大学を生かした周辺整備の推進と位置づけておりますが、現時点では有名私立大学からの設立に向けた具体的な申し出はない状況にあります。誘致に当たっては、校舎敷地やグラウンドなどの広大な学校用地の確保など、さまざまな課題があるとも考えておるところでございます。以上です。

議 長 （馬場久雄君）
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

今、町長の答弁の中に、反面というくだりの部分で、人口集積の点では限定的な効果にとどまる。これは、付属高校を卒業した方々が県外の大学に入るからという理由で上げておりましたが、この計画を進めるに当たって、人口増加の効果はないと私も考えております。効果的にあらわれるのは、やはり町の知名度だったり、交通網整備の起爆剤になったり、やっぱり多くは児童・生徒の競争心の芽生え、そういったものにあります。やはりこういった中で、デメリットは強調されておりますが、今はゼロの状態でございますから、土地を探したりそういった面でなかなか大変だということでございますが、やはりそういったものを乗り越えてこそまちづくりというものはある中で、今、映画「殿、利息でござる」というのは、そのとき発想した人間は「え、そんなこと」というふうに当然思われたはずです。それを、「できない」を「できる」に変えた精神の映画だと私は感じておりますが、やはりこういった先人がいる中で、その映画が全国的にヒットして、今だからこそ大和町の職員ができないをできるに変えていくときだと感じておりますが、町長の考えをお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

できないをできるにということですが、そのとおりだと思います。職員に今言っているのは、できない理由を探すなど。できる理由を探せと。できる方法を探せというふうに指導もしております。そのとおり、そういった考え方は基本的に大変大切だと思っております、往々にしてできない理由で考えてやらないというケースが

ありますので、そういったことがないようにということが積極的な考えといえますか、そういった基本的な考えは持っておるところでございます。「反面」という言い方は、言い方がちょっとあれだったかもしれませんが、これはデメリットもあるということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

大和町には、以前にウルスラ学園とか、あるいは南光学園が土地を求められておられた経緯がございました。子供たちの数が減ったということがあって、南光学園などはアメリカンスクールだったですかね、構想としてあったのは。なかなかできないという状況もあるということで。今、ある面ではそういった子供たちが減っているという状況の中で、高校がもう一つの考え方として出てくると。相反する所があるとは思っていますけれども、そういった状況で、以前からそういった申し出があったわけではないんですが、そういった動きはあったということで、今とまっている現実もあるということも見なければいけないと思っております。

できないこと、できることということの考え方につきましては、先ほど申しましたとおり、そのとおりの考え方で進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）
千坂裕春君。

8番（千坂裕春君）

町の南部には住所が学苑という住所もありますね。そういった中で、学園都市の整備が私からするとまだ中途半端。中途半端という言葉が適切じゃないかもしれませんが、まだまだ学園都市というもののまちづくりができると感じております。でも、その中で、町長の答弁の中に、できないをできるに変える、できない理由を述べるなという指導をしておりますという力強い発言、考えをお聞かせいただきました。以前にないほど私は「あ、町長やる気があるな」というものを感じておりますので、これ以上突っ込む必要はないと思います。私もこの計画自体はかなり長期的なものが必要だという考えを持っている中で、そういった意味では質問に出した意味があったと十分手ごたえを感じましたので、3件目の一般質問は終わって、全ての一般質問を終わります。以上です。

議長（馬場久雄君）
以上で千坂裕春君の一般質問を終わります。

次に、14番高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

それでは、中心市街地の再開発についてお尋ねをいたします。

吉岡地区は中町・下町・上町を核として中心市街地が形成されております。しかし、周辺の宅地開発や郊外への大型店の立地、あるいは少子高齢化の急速な進展により中心市街地の活力は著しく低下しております。

中心市街地の活性化は、単に商店街を活性化することではないと思います。町全体のコンパクトなまちづくりを進めるマスタープランのもと、居住、公益施設、交通など5つの要素を中心に、生活拠点として総合的に中心市街地のまちづくりを進めることだと考えます。そのためには、ビジョンによって将来像を共有し、プログラムによって戦略的に取り組むことが必要なのではないでしょうか。

そして、中心市街地を持続可能なまちとするために、都市空間の管理運営、土地の合理的活用、地域固有の価値の創出、地域経済循環の構築、市民・民間の参画、5つの視点を持つことが大切になります。具体には、町なか居住の推進、市街地の整備改善、商業地等の活性化、都市福利施設の整備、これらを基本とした中心市街地活性化を目指すことが肝要であります。当該地区は高田中町線が存在し、昭和48年1月に都市計画道路に位置づけられ、後に2回の変更を経て昭和62年8月に現在の計画決定がなされております。しかし、事業着手がなされていない現状をこれ以上看過することはできません。本線の重要性を再認識し、中心市街地再生の切り札として取り組む必要があります。同路線の県道への引き上げ、終点と接する下町線の拡幅、ひだまりの丘北側でとまっている道路の下町線までの延伸、中町・下町・上町商店街への誘客や隣接する文教地区、児童館、保育所、小学校、中学校等の特性を最大限に活用した公共施設の配置など、前述の基本項目を踏まえた中心市街地の再開発を推進するべきと考えるわけではありますが、所見をお尋ねします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、都市計画道路高田中町線は、仙台北部中核都市構想における、タウンセンターを担う吉岡中心市街地と向陽団地群、

松坂地区、奥田地区を結ぶ道路として位置づけられ、仙台北部中核都市の骨格を形成する都市計画道路とともに昭和48年1月に仙塩広域都市計画道路の変更とあわせて本路線の都市計画決定を行ったものでございます。その後、土地区画整理事業などの周囲の都市計画事業の事業化に合わせ交差点形状の変更を行い、昭和62年8月に変更決定を行い現在に至っております。本路線は昭和61年から都市計画街路事業によりまして、町道吉岡吉田線から県道升沢吉岡線までを、その後、昭和63年から大和町吉岡南土地区画整理事業により1級河川洞堀川まで、さらに大和町吉岡南第2土地区画整理事業により、本路線の起点であります吉田落合線までが整備されているところです。しかし、その以北の区間につきましては、計画決定から40年余り具体的な整備が進んでいない現状となっております。本路線の整備延伸に当たりましては、中町商店街の半数以上の店舗が移転の対象となることから、道路事業単独での整備が困難なことや、国道4号線との立体交差、平面交差の選択が難しく、長期においてその選択を保留してきたことがその要因の一つであると考えております。

このような状況を踏まえまして、過去におきまして面的な整備事業を取り込み整備計画の策定を行った経緯はございましたが、実施までには至らなかったところがございます。

本計画路線の整備延伸を考慮した場合、中心市街地の整備が大きな課題となりますので、その整備を検討する上では住民と一体となったまちづくりも含め、その整備手法についての研究を重ねる必要があると考えております。

また、本路線の県道昇格につきましては、管理者であります宮城県との協議が前提となりますが、本路線の延伸整備を考えたときにはその可能性を検討する必要があると考えております。

下町地区の町道中町下町線の拡幅とひだまりの丘東側町道道下線の下町までの延伸につきましては、今後のまちづくりの課題と捉えております。

なお、昨年度、大和町第四次総合計画が前期計画期間の終年を迎えましたことから、計画期間の中間地点での見直しを行ったところでございますが、見直しを行うに当たっては、吉岡商店街を中心とした既成市街地の活性化を主要な課題の一つとして捉え、計画の見直しを進めたところでございます。その見直しの中で、空き店舗の活用を図り、既存商店街の再生を図る新たな取り組みといたしまして、空き店舗の取得や改修費用に対する助成制度の創設を盛り込んだところであります。面的な整備には多くの時間と費用が必要となりますことから、まずは中心市街地の活性化を図る先行的な取り組みとして進めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)
それでは、お尋ねします。

今回、私の質問の趣旨として、上町・中町・下町を大和町の中心市街地の核として捉えているという私の考え方を示しているわけではありますが、町としてこの地区を大和町の既存の市街地の中で核として捉えている認識があるかどうかお尋ねします。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

上町・中町・下町につきましては、これまでの商店街の中心商店街という位置づけでございますし、マスタープランの中でもにぎわいゾーンという言い方ではございますけれども、そういった捉え方でございますので、核という考え方でよろしいと思います。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

それでは、共通の認識のもとでお尋ねしますが、この中心市街地の現状を率直にどのようにお考えでしょうか。先ほどのにぎわいゾーンだとか、さまざまな計画の中ではそういう位置づけをしているけれども、現状はどういう認識でおられますか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

現状、商店街につきましては、残念ながら非常に厳しい状況になっていると考えて

おります。商店がかなり閉まっている部分もございますし、後継者の問題もございます。そういったことで、非常に厳しい環境ではありますけれども、それぞれの個店につきましては皆さん頑張っておられる。特に映画関係のことでお客さんも来られておりますので活気も出ている。こういったチャンスをつなげるということが非常に大事だと思っております。

議 長 （馬場久雄君）
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）
現状は厳しいという認識でいらっしゃるということですが、それでは、その厳しい原因は一体何なのか。これは、例えば大和町特有の理由もあるんだろうと思いますが、私が掲げたような分散型の新たな市街地の形成によることや、大型店の出店やら等々、そういうものが原因になっているという一例として申し上げましたけれども、町としての捉え方をお聞かせいただきます。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
今おっしゃったような原因というふうに考えております。大和町特有というよりも、吉岡特有というよりも、商店街全般の一般的なモータリゼーションの問題とか、あるいは郊外型のまちづくり、大型店が郊外に出てきたとか、あとはそういった大型ショッピングセンターによって1カ所で買い物ができるような状況とか、そういったことがあつてと考えております。

議 長 （馬場久雄君）
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）
少し論点がずれていっておりますので、改めて修正させてください。私が今回質問させていただいている要旨には、商店街という考え方ではなくて、核となる市街地の

再開発ということテーマにしてやっております。その中の一つは確かに中心商店街もあると思います。今回のやりとりについては、そういう認識を改めてお持ちいただいて、その中の様相の一つとしてということで商店街の話もさせていただきます。

原因は、大和町のみならずさまざまな全国各地で起こっておるような現象が大和町にも押し寄せているという認識だということだと思いますが、そんな中で、先ほど質問の中にもさせていただきましたけれども、大和町の都市計画の中に中心商店街に大きく重要にかかわっている道路の位置づけがあるわけでありますが、このことについて、ご答弁の中にもありましたけれども、計画決定から40年にわたって結果として進んでいないと。具体的に言うと、なべやさんの角から南側については、区画整理組合だとかの連携によって新たな部分についてはできているけれども、その北側の400メートル強については一切手をつけられない状況にあるという現状を踏まえて、この都市計画とは一体何なんだということをこの際、都市計画についてどういう位置づけ…。一般論ですよ、大和町の云々じゃなくて。都市計画とは一体何なんだということを改めてお伺いさせていただきます。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

都市計画の一般的な考え方ということでございますが、都市計画につきましては、その町の将来につきまして、どういった環境をつくるかということだと思っています。先ほどお話がありましたけれども、ビジョンのもとに進むということでございますけれども、大和町のビジョンと言った場合には、前に基本方針の中であったと思っておもっておりますけれども、さわやかな緑に包まれた町とかそういったものがあって、そういったものを目指してのまちづくり。都市計画というものはその土台となるものだと思います。それは、時代時代でそのままずっと続くものではなくて、やはり時代に合わせた見直しも必要にはなってくるんだと思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

その中で、中心市街地の位置づけ、そしてこの高田中町線については主要街路という位置づけを40年以上も前に示したわけであります。どこから見ても非常に大切な道路なんだという認識で私は考えますけれども、改めて町としても現在もそういう考え方の道路なのか。あるいは当時はどういう考え方で都市計画道路として計画決定されたのか教えてください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

位置づけとしては重要な道路の位置づけにはなっていることは事実だと思っております。当時、昭和60年とかそういった時代の考え方につきましては、私もその当時携わっておりませんので、憶測といいますか考えですが、北部工業団地が造成されておりました、北部工業団地と町を結ぶ道路という位置づけであったと考えます。そのことで、仙台方面から来た方々が町を通過して北部道路に真っすぐ抜けていくという路線で、中心的な路線という考え方をやったと思っております、そのための路線であると思えます。これは多分憶測ということでございますので。現在はどうなんだというお話でございますけれども、これを考えたときに、確かにその路線は動線としては非常にいい動線になるんだろうなと私は思います。つながっていけば。ただ、その動線が繋がったことによって、にぎわいゾーンなり中心市街地というものそのまま生きてくるかということについては、いろんな考え方が出てくるのではないかと。といいますのは、言ってみれば通過道路といいますか、以前にいろいろなまちづくりがございまして、道路を拡幅して町並みもそろえて、そして住民の方々に使いやすい、あるいは憩える場所という考え方で進めた時代も確かにあったと思っております。そういったことが必ずしも成功しているわけでもない部分もありますので、そういったことから考えた場合に、動線としては確かに間違いなくいい動線だと思えますが、これがさっき言った中心市街地というものの形成についてどういった役割になってくるか。それについては、今時代が少し変わっている気がしないでもありません。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

今の最後の部分については、私の意見との違いがあるところなので、この後ちょっと議論をさせてください。

そういう位置づけの中で、都市計画道路については当時から位置づけられたということを再確認したわけですが、ここに答弁書をいただいた中に、これまで困難なことがいっぱいあったから結果としては40年の年月を暮らしてきてしまったんだという一例を挙げていただいておりますけれども、ここにある理由というのは理由にならないことをあえて述べていただいているとしかとれません。というのは、商店街の半数が移転する、あるいは立体交差とか平面交差の検討をし続けた要因だということがありますけれども、これは計画する以前の段階から決まっていたことであって、これを改めて計画決定した後に40年もかけてこういうことがありましたというようなことには残念ながらならないし、もしこれを本当に考えていらっしゃるんだとすれば、それはその40年間を返してくれというような思いにもなってしまうというふうに思います。

そこで、この都市計画道路決定に当たって、その地域の半数が移転が必要なくらいの大きな事業なわけですが、仮にそういう計画内に入った人たちにとって不利益、制限、そういったものがこの40年間あったのかないのか、お聞かせいただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

中町地区の方について不利益があったのかということですか。現状であったかどうかといえばそれは特別……。移動することによってですね。その移動によっての不利益といいますか、ご負担といいますか、そういったことは出てくるんだというふうに思いますが、この40年間で不利益……。ちょっと難しいと思いますが、不利益ということはなかったのではないかと考えますが。済みません、質問の意味がちょっと。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

言ってみれば、個人所有の土地に町が勝手に線を引いて、ここは都市計画道路用地としてこういう計画を持っていますということを40年前に決めたわけですね。そのことによって、その人たちが、仮にそれが実行するといった場合には当然移転だとか、あるいはセットバックというんですか、要するに道路を広げるためにはおたくは何メートル下がらなさいよだとか、家を移転しなさいよだとか、そういうことを当然求められるわけですね。そういうことを考えた上で計画というものは当然なされることだろうし、それを私権として本来所有権が自分のものであればその利用法については自由に活用できるものが、あるいは新築、建てかえた場合には、もともと下がらなさいだとか、そういうことがその人たちにとって影響がなかったのかということをお伺いしているんですけども。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

建てかえという場合にはセットバックといいますか、ある程度下がってという規制があると聞いております。ただ、アパートとか、このごろ建っている方がありますが、そういった方は下がった形になっている。あと、新たに土地を建てかえを实际やったという方々については、あの当時はまだなかったと。店をやったというのはなかったと思っておりますので、そういうふうに实际移動するとした場合には、そういったお願いはあったと思いますが、現実的にそういう形で影響を受けるがために何もしなかったというのは、私は直接は聞いておりません。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

今言ったように、具体的にもう建てかえをしているお宅も現実には何軒かあるわけですね。そういった方々は何を根拠に下がっているかという、これが根拠で下がっているわけですね。その計画が先ほど言ったように40年間も、一番古い人が何年かはわかりませんが、現在下がって建てている途中の方もいらっしゃると思いますが、そういうことによって、町としてこの計画を本当にやるのかどうかということをお改め

てやっぱり意思表示をしなければいけないんじゃないかという観点なんですよ。まあ、そのことだけに議論が行くとまた道路の話になってしまうので、そのことも含めてですけれども、要は、まちづくりの核としてその道路を拡幅したりするという考え方を、もう一度原点に返って、この際前に進めるべきだということを申し上げているわけです。そのためには、道路の拡幅だけでは町長が申された通過道路になってしまいはしないかという懸念もあるだとか、そういうことになってしまうので、私としては、市街地の再生という大きな課題に果敢に取り組んで、通過させない市街地形成をするべきだと。魅力のある、にぎわいのある町に生まれ変わらせるべきではないかということなんですよ。ですから、その起爆剤、もともと40年前にそういう計画をしたものが再度動き出すことによって、相当地盤沈下が進んでしまったという現実をどうかV字に回復させたいと。そこには、先ほど申し上げましたが、道路を含めた交通体系の整備だとか、あるいは中心市街地にもともと住んでいる方が、新市街地のほうに転居されるのではなくて、改めて市街地の中に住みやすいという環境の住居を建てかえていただくだとか、あるいはあそこには隣接して文教地域があるわけですがけれども、そういった特性を生かした集客用の施設を構築するだとか、そういう、何ていうんでしょうかね、道路をつくりますよ、つくりませんよという議論からもう一歩も二歩も飛び越えたことを考えていく必要があるんじゃないか、またすべきではないかということを申し上げているんですが、いかがですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まちづくりという観点だというふうに思います。そのとおりそういうことで、平成22年の都市マスの中でも、先ほども言いましたけれども、文教ゾーンとかそういった位置づけをしながらやっというここと進める考え方をしております。今道路ということで入ってしまいましたので、ちょっと違う話になってしまいましたけれども、そのまちづくりという中では、当然いろんな道路というものも、中町地区に限らずなんだと思いますけれども、そういったことも見ていくのは必要なんだろうと思います。今回の第四次総合計画の中でも、そういった部分については、これはまちづくりという言い方よりも商店街の活性化みたいな形になっておりますけれども、それは当然まちづくりの一つの大きな部署を占めるわけでございますので、そういった考え

方につきましては、大変大事な考え方だと思っておりますし、そういった方向、マスタープランの中で進めている状況で町も進めてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

町をつくるための手法として、土地区画整理だとか、行政の場合直接買収してやるだとか、そういうことがあるんだろうと思うんですが、まちづくりをするための起爆剤としてこの道路が位置づけられているということからすると、道路だけではなくて、町づくりをする場合の手法として、どういうことがあるかだとかというものを研究されたことはありますか。手法、要するに民間だと土地区画整理組合を設立してやるだとか、町が直接土地を買って、あるいは家屋を買って、それを広げたり拡張したりということをやっていくだとか。そういうことをこれまで検討したことは具体的にあるんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まちづくりにつきましては、具体的ということですが、現実的に区画整理とかそういったものをやりながらまちづくりが進められております。ですから、手法として区画整理の方法とかそういったことはもう取り入れてやっている部分もございます。南とか。今おっしゃっているのは、このゾーンにおいてということですか。このゾーンにおいてということについては具体にはございません。以前に、後ほどの質問のお答えにも絡んでくるかもしれませんが、地区、地域でそういった計画をいろいろ考えた経緯がありました。ここにもありますが整備計画の策定と言いましたけれども、商工会とかそういった形で、それは、あるコンサルの方に入ってもらったと記憶しておりますが、そういった方々が入った中で、あのエリアの地域振興、そういった取り組みをした経緯はございます。最近はございません。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

今回の質問を契機に、さまざまなことを改めて検討してほしいということで質問に立っていますので、これまでやってこないのはどうのこうのという話よりは、これまでの結果を踏まえて、本日の答弁をいただいても、これまで40年も検討して一歩たりとも進んでこないものをさらに研究しなければならないなんて言って、じゃあ、60年待つんですか、80年待つんですかという議論にはしたくないんですよ。もう背水の陣というか、もうここからは前に進むか、あるいは別の方向性を見出すのかということ を改めて契機としていただいて、町の将来像、先ほど言ったように、大和町の既存市街地が果たしてこのまま持続可能で成長してみんなが住んでいけるのかということ を考えていく必要があるということなんですね。ですから、これまでの結果を聞いて今 後も検討しますということでは、今回はなかなか私としては理解はできないというこ とですし、その中で、中心市街地活性化法といった法律があるのをご存じだと思うん ですが、言葉として認識をしているかどうかお聞かせいただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

中心市街地活性化法というのは国土交通省でやっている事業と思いますが。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

これについては、都市計画という範囲に限らず、今お話しいただいたように、中心市街地を多面的に再生していきましょうというための改正法律ができていますよね。この中には、今議論した以外のことも、まちづくりをしていくためにも、公共施設を建設する、例えば文教地区にふさわしい公共施設を建てるだとか、あるいはさっき言った魅力ある町にするためには下町線だとかひだまりの丘から下町に抜くだとかということによって、住居地域の核となる部分の価値観を一気に変えてしまうだと

か、要するに商店街じゃなくて、住まう土地としても魅力を3段も4段も引き上げるだとか、そういうことも考えられるし、それによる、おっしゃった国交省からのみならず、ほかの省庁との連携の中で、補助金、要するに原資となるもの、最大だと2分の1ですか。少なくとも3分の1ぐらいはさまざまな事業に対して国が提供しますという考え方に立った法律なわけです。これに参加して名乗りを上げる要件というのをご存じでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
要件については、今ちょっと存じ上げません。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)
もうちょっとで終わりますので、済みません。

これについては、町として基本計画とつくるということなんですよ。その基本計画を国に提出して採択されるかしないか。十分にご存じなんだろうと思いますが、要するに、そういうことも含めて、必ずしもそれでやったらいいんじゃないかということではなくて、今言った課題を克服、解決するために、踏み出すために、これまでの手法ではだめだと申し上げたいので、もし都市計画の中で進める余地が十二分にあるんだということは、それはそれで結構ですから、それで検討を加えるだとか、あるいはいや待てよと、総合的な市街地の再開発に向けた考え方を検討してみようかということであれば、ぜひ今申し上げた、あるいはご認識のある法律を熟読していただいた上で、参加できるかどうかも含めて検討を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まちづくりですので、おっしゃるとおりさまざまな手法、あるいはさまざまな補助というものも活用しながらやっていかなければいけないと考えております。

今お話し、今は地域限定のような形になっておりますが、町全体のくくりとか、そういったこともあるわけでございますので、その中のバランスといいますか、都市マスでつくった業務ゾーン、健康拠点、文化拠点、商店街、文化ゾーンといろいろあるわけですけれども、そういったもののトータルの中에서도見ていかなければいけないと思っておりますが、その中で、ここにはこういう手法、ここにはこういう手法というものが取り入れられれば、それはそういった手法、全てが一律ではなくて、さまざまな手法の中で、取り組んでいかなければならないと思っておりますし、そのためには、先ほどのコンパクトシティというものの思想も取り入れつつ中でやっていかなければいけないと思っております。

どうしてもまちづくりと言った場合に、商店街と言った場合に、商店街にどうしても偏ってしまったりする傾向があるのが事実でございますので、中心市街地という感覚からというお話しでございましたので、そういった視点でも取り組んでいくことは大切だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

高平聡雄君。

14番（高平聡雄君）

それでは、ある程度共通の認識のもとでの議論をさせていただきましたので、次の機会までにまた私も勉強させていただきますし、同じ答弁にならないような町の計画の進展が見込まれることを期待します。

改めて申し上げますけれども、その基盤づくりとしての都市計画道路の高田中町線というのは、先人の知恵を終結して大和町をよくしていこうということで考えた基本なわけですね。これが通ずることによって、ご答弁をいただいたように、その後に開発された北部工業団地、それも大衡、あるいは松坂ですか、そういったところに、それを県道にすることによって直結するわけなんです。そこに暮らしている方々の通勤道路にもなり得るわけですよ。その結果として、中町を過ぎてもう整備されている吉岡南を通過して、まほろばを通過して、総合体育館に抜けて、結果として国道457号に結ばれるということになると、国道4号線、あるいは主要県道の塩竈吉岡線、それと457号線と、その内側に今の路線ということで、交通量も含めて多面的な機能が格

段に飛躍するわけなんです。先ほど町長が申されたけれども、道路がよくなって通過することも心配されるという話ですけれども、それは余りにも消極的な発想だ。全ての原点は集客のための人を寄せなければならないわけですよ。ですから、人が寄ってくるような、少なくとも利便性の高い交通網というのは、それも今の部分さえ解決させれば、結果として多くの方のルートを選択肢がふえるし、そこに集まる人たちの可能性も大きく高まるということでもあります。

長々と申し上げてきましたけれども、そういう観点も含めて、今後の計画、まちづくりについて、今の部分を十二分に解釈をいただいた上で計画づくりを早急に進めていただきたいということで答弁をいただいて、この問題について集結します。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

道路ができることよっての多面性は大変必要なことだと思っております。ですから今457号線も宮床線がつながろうとしています、その先土保田を抜けてまっすぐ抜こうというこの当時はなかった道路もできているわけですね。ですから、そういった面で、多面性の部分ではいろいろこの道路ができればそういうことにはもちろんなってくると思います。そういったことですので、そのことが100パーセントベストなのか、あるいは私の言ったような影響がないのか。中心市街地として魅力あるということについては、どういった町が魅力があるのか、道路が広いのが魅力があるのか、いろいろ価値観があると思っております。おっしゃることも大変大事だと思っておりますし、さっき申しました457号の新たな道路ができたりということもありますし、そういったことも踏まえて、先人の考えた道路についてはいろいろ……、今から研究ではだめだという話ですので、何と言えがいいのかわかりませんが、いろいろ考えてまいりたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

1 件目終了。では、2 件目は午後にしたいと思います。

休憩します。再開は午後1時といたします。ご苦労さまでした。

午後12時07分 休憩

午後13時00分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

14番高平聡雄君。

14番 (高平聡雄君)

それでは、感震ブレーカー導入についてということでお尋ねします。

電気が原因の出火を防ぐためには、避難時にブレーカーを遮断することが効果的ですが、大震災発生時にとっさにそのような行動がとれるかは、そうとは限らない。感震ブレーカーは設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断するものであり、各家庭に設置することで出火を防止し、他の住宅等への延焼を防ぐことで被害を大きく軽減することができます。過去の大震災における火災の原因として主なものは、電熱器具等からの出火、また電気復旧時における断線した電気コード等からの出火が挙げられます。総務省消防庁によりますと、東日本大震災における火災では、電気が原因の火災が全体の53%を占めたと言われています。また必ずや起きる震災に備えた感震ブレーカー設置に補助制度を確立し、減災に役立ててはどうかということでお尋ねします。

議長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、感震ブレーカー導入ということですが、この感震ブレーカーにつきましても、東日本大震災の教訓を踏まえまして、南海トラフ地震にかかわります地震防災対策の推進に関する特別措置法及び首都直下地震対策特別措置法が制定されまして、切迫性の高い南海トラフ地震及び首都直下地震について、被害想定や国の基本計画が策定されましたが、中でも首都直下地震につきましても、木造住宅密集市街地におけます同時多発延焼火災等の危険性が改めて指摘されまして、ソフト的な出火防止対策といたしまして感震ブレーカー等の普及に努めることとされたところでございます。

このため、内閣府、消防庁、経済産業省の連携のもとに、大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会が開催されまして、感震ブレーカー等の性能評価の考え方や、設置に当たっての留意点等を平成27年2月にガイドラインとして取りまとめられました。

ガイドラインでは、感震ブレーカー等の種類は分電盤に内蔵されたセンサーによって揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断する分電盤タイプ、それから、コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知して当該コンセントからの電気のみを遮断するコンセントタイプ、感震機能を持たない分電盤に地震の揺れによるおもりの落下やばねの作動によりブレーカーを落として電気を遮断する簡易タイプがあります。設置及び作動時における留意点としては、設置状況によりまして発表震度が設定作動震度よりも小さい場合でも作動したり、逆に大きい場合でも作動しなかったりする場合も想定され、設置者に作動制度についての理解と周知を図る必要があるとされておるところでございます。

国土交通省が発表しております平成24年3月1日時点での地震時等に著しく危険な密集市街地は全国で197地区でございます、「大規模地震時の電気火災の発生抑制対策の検討と推進について」におきまして、感電ブレーカー等の緊急時重点的な普及推進が図られることが望ましい地区とされておりますが、現在、東北、北海道地区は該当する地区とはされていないところでございます。

感震ブレーカーの設置に補助制度を導入しているところにつきましては、主に地震等に著しく危険な密集市街地を有する都道府県内の自治体でございますが、感震ブレーカーの作動精度及び設置実績を踏まえながら、これについては調査研究をしてまいりたいと考えます。

議長（馬場久雄君）

高平聡雄君。

14番（高平聡雄君）

それではお尋ねします。

今ご説明いただいた中に、何種類かの種類があるということですが、今回私が提言したいと思っているのは、一番コストの安い簡易タイプ、2,000円だとか、安いものだと1,000円だとかということですが、そういったものを取りつける必要があるということ申し上げ、今回取り上げた理由は、こちらにおそろいの

方々の中で、どれだけの方がこの感震ブレイカーという機械が現在、特に南海トラフだとか関東だとかで大々的に助成制度を使って推進されているかということを知っていただきたいという観点からのご質問ですし、また、そのことによって普及啓発につながるのではないかということでの話をさせていただいたわけですが、町長ご自身はその感震ブレイカーについてご認識はおありだったでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この感震ブレイカーというものを、私は今回質問の中で初めて勉強させていただきました。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

ほとんどの方が承知していないと思います。しかし一方では、国が挙げて推進をしている地域もあると。ご説明の中には、この宮城県だとかはその該当している地域ではないというお話ですが、先ほど申し上げましたように、予期しない、あるいは規模の大きい地震というものが、この何年かの間に多発しているわけであります。特に、木造住宅の密集地、お答えにあったとおり、そういったところで一旦火災が発生した場合には、自分のところは大丈夫でも隣家からの延焼ということで火災に巻き込まれるということも大いに想定できますし、住宅が古ければ古いほど防火対策というものは非常に手薄になっているというのが現状だと思います。そういった中で、この大和町の中でも全域に向けてこの制度を大々的にアピールしてやったらどうかという趣旨ではなくて、先ほど前段の質問でもあった中心市街地と言われる吉岡の住宅密集地、特に住宅の古い家屋が連立しているような場所にポイントを絞って、前段で申し上げた啓蒙、啓発、そして実際の有事の際の災害軽減という観点から、町として大和町全体に知らしめるためにも必要なのではないかと思うんですがいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

実際の災害の拡大の予防ということですので、こういったことも必要なのだろうと思います。ただ、感震ブレーカーたるもの、簡易というのはおもりがあつて、それが地震でとんと落ちたらということで、精巧性というんですか、そういった部分の課題もあるようです。そういったこともありますので、先ほど申しましたけれども、こういったものがあるということをも私も今回初めて勉強しましたけれども、その制度なり、切った後戻す問題とか、使う人の問題になってきますけれども、その辺が留意点として出ているということですので、そういったこともいろいろ研究しながら進めてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

おっしゃるとおり、まだ見ていない方、どういう動作をするのかもほとんどの方が承知していないですから、まずは検討すべきだと思いますが、例えば先ほどの誤作動というほかにも、電気を使った医療器具を自宅でお使いになつていらっしゃる患者さんがいる場合に、地震が来て自動的に電源が下がるとそれは命にかかわる問題だとか、さまざまな想定がなされているやにも伺っております。一方でそれを防ぐための対策というものも当然出ております。再三調査研究をするというお話をいただいておりますが、どの程度の調査や研究をなされるのかということに非常に不安を持ちますので、制度を制定する前の実証実験、要するに、仮に簡易のものを取りつけた場合でどういふものが想定されるのかというのを、まずは限られた戸数やら具体的に調査をなさるべきじゃないかと。それに基づいた次の手段として助成制度をというふうに申し上げたいわけでありましたが、具体的にどこかで……、ある自治体ではこれを補助じゃなくて、エリアを絞って、戸数も絞って希望者に簡易型のやつを提供するという自治体も実際にはあるんですね、そういうことで、申し上げた実証実験にお取り組みいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

実証実験ということでございますが、実験もなかなか難しいんだろうなと思います。揺れがあつての活動になってきますので、ですから、実証実験というのをやったときに、どの段階まで、どのぐらいのレベルで、どの期間でという課題もあるんだと思います。実験ということまで今のところはちょっと考えが及びませんけれども、そういったことも含めていろいろ考えてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

前段で申し上げましたように、普及、啓発。結果としては、これは自己防衛というか、ご自身でご自身の生命、財産を守るという前提の上でも、こういう器具も今は提供されているんだということを知っていただくということで、町としての啓蒙を進めていただきたいと思います。

時間が参りましたので、これで私からの一般質問を終結いたします。ありがとうございました。

議 長 （馬場久雄君）

それでは、所定の60分が今経過しましたので、以上で高平聡雄君の一般質問を終わります。

次に、9番浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

それでは、通告に従いまして3件9要旨、質問をいたします。

まず1件目でありますけれども、木造住宅の建てかえと、再整備が必要ではという件に関してであります。昭和40年代以前に整備した木造町営住宅の劣化が著しい状況あります。公営住宅法の目的に基づき、住民の安全性を確保するという観点から、建てかえ、または既存の建物を借り上げるなど、再整備すべきと考えますが、町長のご所見をお伺いします。

1つ、木造住宅は健康で文化的な生活を営むに足り得る住宅であるのか。2つ、人口・世帯数とも増加しておる本町であります。近隣市町村と比較し、町営住宅の戸数は足りるのか。3件目になります。公営住宅法による国庫補助、現在でありますと社会資本整備交付金を受けるためには、都道府県計画、本県であれば宮城県地域住宅等整備計画、この場での議論が必須になってくると考えますが、今現在どのような議論をされているのかをお伺いしたいと思います。

議長（馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、現在の木造の町営住宅につきましては、8カ所に37棟42戸ございまして、そのうち入居戸数につきましては32戸となっております。当該木造住宅は、昭和30年から昭和40年までに建設されたものでございますので、建設当時の総棟数87棟、総戸数は90戸でありましたが、築後五十年から六十年が経過しております。町といたしましては、木造町営住宅につきましては、このように築年数も相当経過しておりますことから、建てかえをせずに全棟解体する方針としておりまして、入居者の方にはその旨を伝えるとともに、町営中層住宅への入居など、早期の住みかえを進めているところでございます。

初めに、木造町営住宅は健康で文化的な生活を営むに足り得る住宅であるかということでございますけれども、木造町営住宅につきましては、先ほど申しましたとおり、築50年を超えますことから、経年により劣化等により不具合等が発生する場合がございます。その際には、その都度生活に支障を来さないよう、必要な補修、修繕を行い、居住環境の維持に努めているところではございますけれども、中層住宅への入居等についても重ねて要請をしている状況でございます。

現在、木造住宅の平均使用料、家賃でございますけれども、月約2,800円でございます。中層住宅の平均使用料につきましては月約2万3,000円でございます。中層住宅に転居した場合は、8.2倍の使用料になります。また、富谷町では平成9年から平成25年にかけて、木造住宅100戸の建てかえが行われておりますが、その使用料は平均月額2万2,000円です。これは人によって異なりますので、最高額は8万2,900円と聞いておりますが、本町において建てかえを行った場合でも、同様の金額になることが想定されております。さらに、中層住宅と同様の近くのアパートの家賃なんか

ですと、大体6万7,000円ぐらいとなっている状況でございます。木造住宅の入居者につきましては高齢者で年金生活者等の世帯が多いために、使用料の負担が多くなる中層住宅への入居や民間アパートへの住みかえが進まない要因となっていると思っております。

次に、人口・世帯数とも増加しているが、近隣市町村と比較すると町営住宅戸数は足りるのかについてでございますが、平成27年度におけます町内の住宅戸数は、木造住宅を除きますと、町の中層住宅が7棟140戸と他の公的住宅の雇用促進住宅2棟で60戸、県営住宅1棟で18戸が建設されておりまして、合わせて公的住宅戸数につきましては218戸となっております。宮城県内におけます公営住宅の戸数は全体で2万8,054戸で、人口1,000人当たり12.1戸となっております。郡内町村の公営住宅戸数の状況は富谷が1.9戸、大郷町が12.2戸、大衡村が26.3戸となっております。近隣市町につきましては、名取市が4.6戸、多賀城市が5.1戸、岩沼市が5.7戸、利府町が4.2戸の公営住宅戸数の状況となっております。近年開発等によりまして都市化が進み、人口がふえた市町は1,000人当たりの公営住宅の戸数が平均より少なくなる傾向が見られるようでございます。本町の公営住宅戸数は218戸で、人口が2万8,539人でございますので、1,000人当たり直しますと7.6戸となっております。近年人口がふえている近隣市町の公営住宅数と比較しても本町の住宅戸数が少なくはないという認識をしております。

続いて、公営住宅法による国庫補助を受けるためには、都道府県計画（宮城県地域住宅等整備計画）での議論が必要と考えるがということでございますが、公営住宅法によります補助事業におきましては、住生活基本法に基づきまして、宮城県が作成した宮城県住生活基本計画、これはこの間改正になって、平成28年から平成37年までの10年間でございますが、この計画にあります宮城県地域住宅等整備計画、これは平成28年から平成32年までの5年間ですが、この計画において実施できるものであります。県の整備計画策定に当たりましては町も参加をしているところでございます。以上です。

議長（馬場久雄君）
浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

言うまでもなく、公営住宅法に関しては、国及び地方公共団体が協力して健康で文

化的な生活を営むに足り得る住宅を整備し、これを困窮する低所得者に対して低廉な家賃で貸し出すということが目的となっております。現在お住まいになられている方のこともあって、なかなか率直に素直にお答えづらい首長の立場としては、お答えづらいお話ではあるのかなと思いますけれども、まずこれを議論するに当たって、今一度、本当に今のあの住宅を取り壊すということは、イコールなかなか今後もお住まいいただくには危険であろうというのが本音ではないのかなと思いますが、今一度本音をお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほども申しましたけれども、築50年、60年たっております。したがって老朽化も進んでおりますし、補修もやっているとは言いながら大変な状況です。ですから、中高層のほうにお移りいただけるようお願いをしている状況にあります。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

今の議論で、今の木造町営住宅ではなかなか住み続けていただくには難しいのかなというところは同じ認識を持たせていただいたと考える。そこで、中層住宅への転居をいろいろ進めているというお話でありました。実際に今お住まいになられているご家庭を私も10軒未満状況を伺いにお伺いしてきた中では、実際には高齢者の方、または体のご不自由な方がいらっしゃる中で、中層住宅といっても必ずしも1階の空きが出るわけではなくて、2階、3階、4階となると生活に支障を来すというお話から、あそこには移りたくないんですねというような意見もあるようでありました。先ほどの答弁書から行くと、中層住宅への入居及び民間アパートへの住みかえが進まないのが要因であるというお話でありましたけれども、そういった意味で、平成23年6月の定例議会で、前中山和広議員がいろいろ質問をされている中で、西原を初めとする木造町営住宅にお住まいの方々の現状を踏まえると、高齢者専用の住宅も検討すべきではないかというお話をされた中で、高齢者居住安定居住計画も検討してまいりたい

というご答弁がされたように議会広報に記録がございます。そういう意味で、高齢者向けの住宅という意味では、中層住宅がなかなか不向きなのではないのかなと考えますが、どのようなご見解でございますか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
高齢者の方についての中層2階、3階というのは大変だと思います。ですから、勧めている場合には、1階があいたときとか、そういったところでお勧めしている状況でございます。

議 長 （馬場久雄君）
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）
1階があいた場合というお話で勧めているというお話でありました。1要旨目の足り得る住宅であるのかというところは終えまして、では今の戸数はどうなんだという話をさせていただく前に、1件確認しておきたいのは、町有地の部分と民有地を借り上げしているところがあるかと思うんですが、現状その古いあいた木造住宅を解体されている中、安全面も考慮してになるかと思えますけれども、鉄パイプで場所を区切ったりという状況にあります。現在、借り上げ料というところでは、地代借地料というところではどのようになっているのか、担当課からでも結構でありますので確認をさせてください。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
借り上げ料ということでございますので、担当課課長からお願いします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長（佐々木哲郎君）

それでは、先ほどの借り上げている土地ということでございますけれども、木造住宅の土地についてはほとんどが町有地ということなんですけれども、宮床の下小路住宅については民間より借り上げをお願いしているところでございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番（浅野俊彦君）

一部、吉岡の1カ所、東側は民有地を借り上げているというお話を伺っていましたが、多分とっさの質問であって漏れただけであろうと思いますけれども、町有地というお話であればなおさらのことなんでしょうが、町有地を今後、前者の高平議員の質問にも関連してくるかもわかりませんが、都市計画を考えていく上で、ある意味あのまま空き地にして今後あその土地をどのように利用していくのかということも構想を練らなければならない段階ではないのかなと思われませんが、現在どんな計画をお持ちなのか。ちょっと通告外ではありますが。

議長（馬場久雄君）

木造住宅というか、戸数が足りるのかというお話なので、都市計画のことで、どこかの位置を決めるのかか当然関連が出てくると思うので、ちょっと通告外じゃないかと思うので。ちょっと論点をかえて。

9 番（浅野俊彦君）

じゃあ、論点をかえます。戸数の話でありますけれども、確かに県の住宅課にも私も問い合わせをしました。特段県として何戸数を進めるという基準はまずないという前提であります。現状、富谷町では100戸、1,000人割にして1.9戸、絶対数でいきますと。大郷町が102戸、大衡村が今150戸というのが近隣市町村の状況であります。1,000人当たりの戸数というのはこちらに書いてあるとおりはしないのかなと思いま

すけれども、そこでちょっともう一点お伺いしたいのは、足りるのかという観点からいくと、あいた2階なり3階なり4階なりという部分、空き室が出た場合には公募しておるはずでありますけれども、なかなか公募者多数の場合は抽選での入居決定というのが現状ではないのかなと思います、何度も申し込みをされて、結果なかなか当たらない方もいらっしゃるのではないのかなとも思うんですけれども、実情をお聞かせいただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
応募の状況ということでございますけれども、ちょっとそこにつきましては課長から。

議 長 (馬場久雄君)
都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 (佐々木哲郎君)

今のご質問なんですけれども、確かに公募をかけて数回当たらないという方もおりますし、1回目で当たるという方もございます。募集につきましては、あいたときから都度公募をかけまして募集をかけているんですけれども、中にはいわゆる母子家庭とか高齢者とかそういった方々については優先順位、2回くじ引きができるんですね。そういった優遇策をもって抽選会を行っている次第でございます。

議 長 (馬場久雄君)
浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

抽選においては、母子、父子家庭に関しては抽選回数を2回にふやすなり、ある程そういう意味で抽選の際に優遇をされているというお話でありましたけれども、とはいえ、私もいろいろヒアリングしている中では、実際のデータは今持ってはいないわけですが、実際何度か申し込みをされている父子家庭の方がなかなかやはり当たらな

い。とはいえ、日本全体の問題ではないのかなと思いますけれども、所得の格差が広がっている現状もある中、民間のアパートに入っている中、なかなか子供の養育費等にお金が割けないというのも現状にあると伺っております。

先ほど、公的住宅、雇用促進住宅及び県営住宅を入れての218戸、1,000人当たりで7.6戸という計算式でありましたけれども、これは町営住宅の数だけで割り戻すと140戸。木造住宅を足すべきではないと考えますけれども、140戸で考えた場合には、5戸ということで、近隣の人口がふえている多賀城、岩沼、利府よりは多少高いかまたは横並びではあるものの、現状、大衡、または大郷と比較してもまだまだ戸数が足りない。またはニーズとしてはあるのではないのかなという思いがしてなりません。絶対的な個数というところでは特段基準もございませんので、あくまでも、入居申し込みをされて実際当たらない方々の状況ももう少しデータ化をして、戸数が今のままで足り得るのかという話と、通告外だというお話でありましたが、現状ある木造町営住宅の跡地をどうしていくのかという部分をやっぱり考えていく必要があるのではないのか。住宅地よりも道路が高くなって大雨が降ると下が水浸しになっているような状況もあったり、今町有地ではなくて、一般に所有されている方々の生活および資産価値を結果落としかねないような状況ではないのかなと思う中、今一度、今後どのように利用していくのかという部分を再度検討していく必要があるのではないのかなという中で、3要旨目の現在の宮城県地域住宅等整備計画での議論の内容を確認したいと思います。

先ほどもありましたとおり、今回計画の見直しがなされました。平成28年から平成32年までの計画ということで、計画が各市町村で見直しをされております。近隣の大郷町では、新たにまた公営住宅整備事業として団地整備を行う計画を入れておりますのと、富谷町でも長寿命化の計画策定のための調査費をその中に盛り込んでおったり、さらには富谷町では、公的賃貸住宅家賃低廉化事業として民間の住宅の家賃と比べた場合に低く設定される公営住宅の差額分を社会資本整備事業から補助を受けようということで計画をなされております。残念ながら、本町の事業の計画が今何も平成28年から平成32年度の計画に入っていないという部分が非常に残念な部分と、もう少し長期的に考える必要があるのではないのかなというお話で考えておりますが、実際に県の会議等に出席されて、議論をされているというお話でしたが、どのような議論をされているのか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

議長（馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

どのような議論といっても、私が直接出ているものではないものですからあれですけども、計画をつくるに当たっては、県の全体の計画の中には町村が必ず入るわけです。それで、その中に入って、県の10年なり5年なりの計画についての議論について参加させてもらっているという状況でございます。確かに、今町ではつくっておりません。もし町で住宅をつくるとすれば、町の計画をつくって、そして県のそれと整合性を持たせるという形になるんですが、今回5年の中に町として木造のものをやるということについてはまだ具体化しておりませんので、町ではつくっておらないということです。

それから、長寿化とかそういったものにつきましては、ご案内のとおり、町独自で議会の承認をもらいながら、アパートの屋根を直すとか、塗りかえをすとか、そういったものは町の計画の中では進めておりますが、県の計画とは別な形で進めているということになっております。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

町独自の事業として、もちろん今の中層住宅の長寿命化対策をやっているという話は認識をしております。一方で、この計画に入れ込んでおけば補助をいただく機会もあったのではないのかなというような疑問をただいま持ちましたのと、今年度は特別本町の事業としてはなにも載っておりませんが、前計画では木造住宅の耐震化診断をこの社会資本整備等事業計画に乗っけて補助をいただいていたということで、県の資料にも載っておりますけれども、いずれにせよ、木造の町営住宅の整備を急ぐべき、再整備をすべきでは。また、高齢者向けの住宅の確保というものは、やっぱりこれは必要不可欠だと。我々政治家が選挙運動をしても、あのエリア、またはあの建物を見ると心が痛む思いで、本当にもう少しここはアクセルを踏むべきではないのかなという思いで見えておりました。そういう意味で、今のところ計画はないというお話でありましたが、今後の方向性として、計画をしていくべきではないのかなということで、もう一度町長のご見解をお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

木造住宅につきましては、今ご案内のとおり、新しい方は入れないで、退去された場合には撤去ということでございます。あれを直してというわけには、ごらんになってお話のとおりでございますので、あの建物を直してという考え方は今ございません。そして、2軒長屋という状況にもありますので、1軒はあいても1軒がお入りになっている場合は、退去はさせられませんので、なかなか次に進めない状況にあります。

それから、中高層に移ってくれという願いはしているのですが、家賃の問題もあるんですけれども、あと、どうしてもあそこがいいというお方もおいでなんです。それで、そういった方々もいるということ。それから、使い方がいろいろあるようでして、いろんな使い方をされている方もいるということでございます。

計画というのは、そういうことで、あの建物を直すという計画は全くないということです。それから、新たなものをつくるという考え方も今のところございません。というのは、一軒家というものをころどやといいますか、ああいうものではなくて、今中高層でやっているわけですし、今度はそういったタイプになっていくのかなと。富谷でもこの間新しくしたんですよ。メゾネットというんですか、2階中層というものがあるようですが、町のほうでは具体のそういったものは今のところはない状況にあります。

今後についてということですが、今大和町は非常にアパートもふえている状況があります。家賃についてもさまざまだと思っておりますが、新しくすればやはり家賃もそれなりに。低廉なものにはしなければならぬんですが、製造費とか建築費とかそういうもので、計算上はやはり上がってくる現状にあるので、その辺も加味しなければいけないとは思っています。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

公営住宅法にもう一回戻って、その趣旨等をもう一度考えてみますと、もちろん建

設に対する補助もあるわけでありますが、建設費以外にも借り上げという手法もあつたり、町内、吉岡南地区を中心に見ると、比較的新しいアパートができている現状でもあります。もう一方で、吉岡の従来の町中を見ていくと、古いアパートに空きが出ていて、どちらかという新しい吉岡南のアパートなりマンションに引っ越されている方が多いように見受けられます。そういう意味で、今まで住まれていたエリアから全く違うエリアというところでは、特に高齢の方には抵抗もおありでしょうから、いろいろ空き家の調査をされたりという話も確認しておりますので、空き家を町営住宅として借り上げて、例えば高齢者用の住宅としてお貸しするとか、いろんな手法があるのではないのかなと思っております。

なかなか解体が進まない要因の一つとして、中層住宅への入居を進めているが難しいという話は先ほど議論させていただきました。もちろん、民間アパートを仮に借りようと思った場合、老人お一人の方では、いろいろ安全面のことからなかなか家主が貸し出さないとか、いろんな課題があるのではないのかなと思う中、いろんな手法を使っても、いつ来るかわからない大震災等にも備え、高齢者の住宅というものを確保する必要があるのではないのかなと思いますけれども、今一度ご答弁をお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

高齢者に特化したということになるのでしょうか。今のところそういったものについて具体の計画はございませんが、お話のとおり、アパートを借りるに当たって非常に条件的に難しいケースも出てくる場合もあるということは十分考慮して今後考えていかなければいけないと思います。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

開発の事例として、先ほど富谷町のお話がありました。子育て世代を入れるようなメゾネットタイプのみならず、富谷町では約20年かけて老人のお一人または2人世帯向けの建物、または家族4人世帯ぐらい用の建物とか、子供さんがいらっしゃるメ

ゾネットタイプであるとか、さまざまなニーズも伺いながら、片やあいた建物の向かい側を先に計画を立てて工事をして、隣、または団地内で引っ越しをしていただくなり、壊すのとあわせてつくるという計画をセットで計画をされて実施をした結果、今ももちろんのこと、きれいな住宅、または災害に強い住宅に生まれ変わっている現状がある中、本町の公営住宅の準備という意味では、おこなっているのかなという感が非常に強い。あわせて、ぜひ町長も進められる、住んでよかったと言われるまちづくりにも合うお話であるのではないのかなと思う中、今後整備を今一度、中高層の鉄筋コンクリートのものをつくるにももちろん費用もかかりますが、人口動向がいろいろ変わっていく中、いずれ建てかえる時期が来るはずで、今後高層階がいいのかということ私はそうではないのではないのかなという思いがあって、低層階であり、畑だとかちょっとした園芸もできるような場所が今後の住みかというところでは好ましいのではないのかなという中で、壊すのとあわせて並行して計画を急ぐ必要があるのではないかと思います、今一度ご見解をお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

壊すのとあわせてということですが、壊すのがなかなか進まないというお話はさせてもらったと思っております。そういう状況ですので、場所の問題も出てくるのだと思いますし、いろんなことは考えていかなければならない。ただ、畑とかまでセットになったものがあるのかどうか、どこまで公営としてやらなければいけないのかということも考えていかなければいけないのではないかと思います。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

畑はちょっとした一例でありましたが、いろんな多様性に合わせて富谷町も4タイプを用意されたと伺っております。いろんな多様性、ニーズを聞いていただきながら、ぜひ行政としても前に進めるべき事項ではないのかなと考える次第であって、それを申し述べまして2件目の質問に移らせていただきます。

豪雨への対策とその進捗状況はということであります。

昨年9月の関東・東北豪雨は本町に甚大な被害をもたらしました。今後も同様な豪雨発生は予期され、吉田川及び支流の河川改修促進、吉田川上流部へのダムの建設など5項目を国や県に対し町執行部及び議会からも要望し、吉田川中流部の堤防越水防止を図るため、河道の掘削が進められておる状況であります。

もっとも家屋の浸水被害が多かったのは、舞野及び高田地区ではなかったのかなと思う中、町内の今の河川の状況を見る中で、下流域の対策は比較的国交省管理で進んでいるように見えますが、上流域の県管理の部分がなかなかまだ進まないのかなというふうに見えて、これからの夏の台風シーズンの到来が非常に危惧されると思います。そういう意味で、町長の所見をお伺いしたいと思います。

1つ、決定した治水対策とその今の進捗状況は。2つ、舞野、高田地区の家屋浸水への対策は。3つ、一級、二級河川以外も町管理の準用河川も継続的な河道掘削が必要なのではないかということに関して、町長のご所見をお伺いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問ですけれども、昨年の9月9日から11日にかけて発生しました関東・東北豪雨は吉田川より支流河川の越水、溢水等によりまして、家屋及び事業所への浸水242戸、農地等の浸水が約2,000ヘクタール、その他公共施設などに甚大な被害となったことはお話しのとおりでございます。

鳴瀬川水系吉田川の河川改修事業につきましては、過去の幾多の洪水を教訓に河川改修事業が行われております。近年におけます代表的な改修事業といたしましては、昭和61の8・5豪雨によって破堤した下流部の堤防整備、強化等が行われております。今般の豪雨は過去の豪雨とは異質な状況で、異常気象を要因とします線状降水帯による集中豪雨と言われておりまして、今後もこのような集中豪雨の発生が予想されるなど、さらなる被害が危惧されているところでございます。このようなことを踏まえまして、吉田川及び支流の河川改修促進並びに吉田川上流部への治水対策、洪水調整機能としてのダムの早期建設など5項目の要望を昨年末から年明けにかけて、内閣総理大臣及び関係大臣、県選出国會議員、宮城県知事並びに関係機関へ町、議会の皆様とともに要望を行ったところでございます。

決定した治水対策とその進捗についてでございますが、国が昨年12月に今夏の豪雨を受けまして、吉田川の中流部、大郷境から八幡堂橋までの4,500メートルにおきまして、堤防からの越水の防止を図るために、災害対策等緊急事業推進費約21億円が補助されまして、河道掘削事業を実施することで既に施工業者が決定いたしまして、国交省北上川下流工事事務所では6月から工事に着手する予定としておるところでございます。

また、吉田川の高田橋上流部の県管理区間におきましては、高田中央橋下流右岸の災害箇所130メートルが再度災害の防止を目的としました災害関連事業に位置づけられまして、災害復旧事業と一部改良事業と合わせて1億6,100万円をもって施工することとしておりまして、この着工は9月以降の予定と聞いております。

次に、舞野、高田地区の家屋浸水対策はでございますが、今般の豪雨で鳴瀬川水系の河川整備計画の変更、見直しが進められております。今回の変更は、吉田川上流部、いわゆる県管理区間も含めた整備計画の策定でありまして、年内にその整備計画方針が示され、家屋浸水対策につきましても、整備計画に含まれたもので、今後国、県から計画内容が示されることとなっております。

続きまして、一級、二級河川以外も継続的な河道掘削が必要ではということでございますが、一級、二有河川以外に町が管理する河川につきましては、11の準用河川でございます。長さ2万4,750メートルとなっております。この準用河川の管理につきましては、必要に応じて支障木やごみ等の撤去、堆積土砂のしゅんせつを主たる管理としておりますので、河道の掘削につきましては、土砂の堆積状況等を見た上で対処してまいりたいと考えます。

治水は住民の安全・安心な生活を守る最も重要な事項でございます。その実現を図るために、河川の堤防等の整備強化やダム建設の推進等の促進、これらにつきましては国等へ要望してまいりたいと思います。以上です。

議長 (馬場久雄君)
浅野俊彦君。

9番 (浅野俊彦君)

豪雨対策でありますけれども、現在の国が決定した対策及び時期ということでは9月以降ということで理解をいたしました。また、9月以降の着工ということでありますので、これから梅雨の時期に入るわけでありまして、今からいつ起きるかわからな

いというのが現状ではないのかなと思いますので、我々議会としても、国または県への要望を強めていく必要があるのではないのかなと思います。あわせて、万が一起きた場合に、前回の避難でありますとか、避難誘導でありますとか、どういうふうに対応していくのかという部分を……、人的犠牲者が出なかったというのは幸いでしたが、家屋または家財の水害による被害というものではものすごい影響であったんだろうなと思います。もちろん洪水予想地域が変わらないと、なかなか国も県も計画は埋められないだろうなと思う中、鳴瀬川水系吉田川の浸水想定区域図が県のホームページの水防課の中に載っているわけでありましてけれども、現状は残念ながら、吉田川のどちらかというところ4号線の東側の浸水区域の予測図しかない状況で、私も県の河川課に電話をしていろいろ聞いてきた中では、これまでの洪水浸水地域の算出する根拠が最大の降雨量を想定したものではなかったため、上流域の予測がまだできていないんですと。今水防法等の変更もあって、これからそれを見直しをかけてもう一度防災計画をこれからつくるんですというのが今の県の現状であるそうです。この計画策定前にまた同じような大雨洪水がないとも限らない状況でありますので、議会も執行部サイドも県及び国に早期の実行をお願いしていく必要があるのではないかなと思います。あわせて、工事がなかなか9月以降であるとか秋以降になってしまう現状ですし、万が一を想定していわゆるタイムラインとよく言われる、ああいった実際水害が起きるまでにその時間を想定して何時間前からどういうことをやっていかなければならないんだというものを、前回の水害をひとつの教訓としてつくっておく必要があるのではないかな。今後水防法の見直しに伴って、それが今度は求められる話になりますけれども、県等からそういった説明が入っているのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

工事につきましては6月から着工ということと、県のほうが9月からということで、早くやってもらうということはお願いをしていきたいと思っています。タイムラインということですが、これは北上川下流工事事務所ともう打ち合わせに入っております。前回の教訓を踏まえた中で、もう既にスタートしております。

議 長 (馬場久雄君)
浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

県からも話が入っているというところで、検討に入る段階にあるというお話でありましたので、ひとつ安心いたしましたけれども、昨年の水害の状況を見ると、非常に県サイドも古川の渋井川を中心とした調査が非常に進んでいる中、比較的吉田川の特
に舞野なり高田地区が水害下部分で具体的な調査をしたり、または対策を打ったりというの
が、比較的渋井川支流に比べると遅いように思いますので、ぜひ今後も対策がおくれることのないように、議会も執行部サイドもこれは一致して協力して進めてい
ただけるように見続けていきたいと思ひます。

3件目の準用河川の掘削作業というところでありますけれども、土砂の体積状況を見てというお話でありますけれども、計画的に水がありますので、どこかでよんど
しまえば結果どこかに必ずひずみは来るはずでありますので、長期的な計画もつくって掘削すべきではないのかなと思ひますけれども、今一度、延長2万4,000メートルとかなりの距離数ではあるわけですが、長期計画、中期計画を立てて対応すべきと考えますが、いかがでしょう。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

町の管理の準用河川のことをございますけれども、そのとおりにいつも越水するところとかがあるわけ
でして、例えば明ヶ沢とかああいったものにつきましたはもう工事が始まっております。また、山田川の掘削をするということもやっておりますので、計画を立てるというお話でございますけれども、計画ももちろん必要だと思ひますけれども、ああいったものは場所が特定されるわけではないんですけれども、越水する場所というのは意外に決まっているというところもありますので、そういったものを見ながら進めていきたいと思ひます。

議 長 (馬場久雄君)
浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

計画的にというところで、何らか昔の方々がいろいろ地名につけられた場所であるとか、何らか残っていて、特別データはないんだけど、どうしてもこのところが越水するとか切れるという話が確かにありますので、そういった意味では、先の手を打って計画的な対応を求めたいと思います。

議長 (馬場久雄君)

浅野議員、質問の途中ですが、ここで休憩に入ってよろしいですか。

では、暫時休憩します。休憩の時間は10分間とします。

午後2時05分 休憩

午後2時14分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

それでは、3件目の質問をいたします。

デマンドタクシーのさらなる進化が必要ではということで質問いたします。

昨年試行期間を終え、利用者アンケートを踏まえ一部見直しをし、本年4月からデマンドタクシーが本格運用に入りました。利用者の声も聞き、常に今が正しいというわけではなく、進化させていく柔軟性が必要ではないのかなと考えます。

そういった意味で1つ、運行エリアを旧町村割から道路割にすべきではないか。2、利用料金以外の収入源確保も必要では。3、予約方法の改善と予約なし便の活用法を検討すべきではという3要旨に関しまして、町長の所見を伺います。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、デマンドタクシーの運行エリアということでございますけれども、デマンドタクシーにつきましては、宮床、吉田、鶴巣、落合の4地区と吉岡地区を結ぶ相互運行としております。これは、公共施設、医療機関、商業施設、金融機関等が集中している吉岡地区への生活の足の確保を目的としているもので、運行区域の基本的な考え方は町民バスと同様としているものでございます。

運行エリアを旧町村割から道路割にすべきではないかのご質問でございますが、道路で運行区域を区切った場合、運行エリアが目で見えてわかりやすいといった利点があります。しかし、同じ行政区でも利用できる方と利用できない方に分かれてしまう場合があり、また利用する多くの方が高齢者の方という点でも混乱を招く恐れがあると考えておりますので、乗降場所の所在地により判断してまいりたいと考えております。

次に、利用料金以外の収入源確保も必要ではとのご質問でございますが、平成27年度の運行業務委託につきましては、約2,109万円でございます。利用人数は7,102人、料金収入については97万2,800円となっております。利用料金につきましては、デマンドタクシー導入の際に高齢者等の負担軽減を図るため70歳以上の高齢者の方は半額減免の150円、未就学、障害者の方は全額減免の無料にしたものでございます。70歳以上の半額減免の割合は利用者全体の約63%、全額減免と合わせた減免の割合は約82%と高い割合を占めております。デマンドタクシーの収入は利用者からの利用料金のみでありまして、利用料金以外の収入を生み出すことは困難な状況にあります。市町村が行うデマンドタクシー運行などの生活交通性の維持に要する経費につきましては、年間運行経費の一部が特別交付税による財源、財政措置になっているところでございます。

次に、予約の方法の改善と予約なし便の活用法を検討すべきであるのご質問でございますけれども、平成27年度の実証運行では、午前の予約は前日の午後5時まで、午後の予約は当日2時間前までとしておりましたが、平成28年度からの本格運行では、午後の予約時間を当日1時間前までと改善し、午後の急な予定にも利用できるような利便性向上を図っております。また、予約がない便の活用につきましては、次の便の運行に支障がない範囲で、通常のタクシーとして運行を認めておりまして、タクシー車両との併用による運行が行われております。今後もデマンドタクシーのPRに努めまして、よりよい運行を目指してまいりたいと考えます。

議 長 (馬場久雄君)
浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

まず、運行エリアの話でありますけれども、町政施行以来61年目に入っているわけ
でありますけれども、いまだに旧町村割、これがわかりやすいという話があるのかも
しれませんが、特に吉岡の地区を見ても、西原でありますとか石神沢であるとか、公
共の交通機関、大衡の村民バスなりが走っていなかったり、宮交のバスが走っていな
かったりというエリアがある中、高齢化も進んでいて、実際に病院に行かれるのにも
なかなか苦慮されている方もいらっしゃるのではないかという意味で、目を見てわか
りやすいという話だけではなく、公共の最低限の生活の足であるという視点から、余
りに旧町村割をいつまでも誇示せず、そういった意味で道路割にすべきではないのか
など考える次第であります。具体的に、乗降場所の所在地により判断してまいりたい
ということではありますが、乗降場所の所在地による判断とは具体的にどういった内容
であるのかお聞かせいただきたいと思えます。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

乗降場所の所在地というのは、旧町村単位という意味でございまして、今までどお
りということでございます。決して、旧町村の名前にこだわっているということでは
全くないんですけれども、わかりやすいといえますか、それを直せというお話かもし
れませんが、そういうことです。道路ですとどうしても両方にまたがる地区も
出てくるということがあったりすると、そこで乗れる人、乗れない人、なかな
かその辺がまた混乱する状況になるということでございますので、決して旧町村のあ
れにこだわっているわけではないんですけれども、やっぱりわかりやすい便利性的のあ
るやり方という判断でございます。

議 長 (馬場久雄君)
浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

ぜひ、吉岡でも確かに吉田との境にあるエリアもあつたりして、地区割にするとなかなか不平等な感もあり、なおかつ生活の支障になるような状況もあるように思えますので、今後の方向性として、道路割、利用者の最低限での生活の足という意味での進化を期待するところでもあります。

時間もちょっと限られてきましたので、次の要旨に入らせていただきたいと思えますけれども、利用料金以外の収入源の確保というところでもありますけれども、具体的に今後継続していく中では負担の重くなる話の中で、乗降場が多い病院であるとか商店街から広告収入の一部として何らかをいただくだとか、きのうのチラシに新しいデマンドタクシーのチラシが公示されておりましたけれども、こういった用紙をつくった協賛金の部分を一部費用に認めるとか、いろいろネーミングライセンスを一部活用して収入を得る可能性もあるのかなと思えますが、今一度ご答弁をお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

どこで終わりにするといっても、どこで終わりになってもどっちかというのは必ず出るんですね、その堺のところというのは、その難しさはあると思います。

それから、広告収入とかの話ですが、確かにそういうこともあるんだと思います。その広告につきましては、逆に言うと無料でつくってもらったといいますか、広告収入をもって業者がつくったということにして、そういった収入、直接こっちに入ってくるわけではないんですが、違った費用の面で使わせてもらったところもあります。いろいろ検討します。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

あと2分と押してまいりましたので、予約方法の改善のお話に入りたいと思います。実際に本格運用になりまして、午後便の申し込みが1時間前まで可能だということで変わりました。それでまた利用者の利便性が上がったのも事実であります、確かに

朝1便7時半の便に関しては前日の申し込みというのはある意味納得ができるんですが、それ以降の2便以降のところ、9時、または10時半といったところに関しても、前日ではなくて1時間前とかにできる可能性はあるのではないのかなと思いますので、業者側とも交渉をしていただきたいと思います。

もう一点確認したいのは、予約便なしの場合にはタクシーの併用を認めるという話でありますけれども、予約便に関しても結果的には契約している金額から減額はしない状況でありますよね。という中で、予約便がない場合の便をどう使っていくのかという部分は今後の課題ではないのかなと思って、私も今後調査、研究をしていきたいなと思います。時間が押していますか、済みません。

議長 (馬場久雄君)

答弁いりませんね。

9番 (浅野俊彦君)

はい、結構です。

議長 (馬場久雄君)

それでは、以上で浅野俊彦君の一般質問を終わります。

それでは、次に、3番犬飼克子さん。

3番 (犬飼克子君)

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

去る3月27日の町議選におきまして、初当選をさせていただきました、公明党の犬飼克子でございます。本6月定例会におきまして、一般質問をする機会を与えていただきまして、感謝申し上げます。私は、選挙戦で訴えてまいりました公約の実現を目指し、大和町の発展と町民の福祉向上のために一生懸命頑張りますので、関係各位の皆様、何とぞよろしくお願い申し上げます。町民から寄せられました要望と私が常日ごろから考えておりますことについて、順次質問をさせていただきます。町長並びに町当局の皆様のご誠意あるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、緊急情報の際の防災無線について質問をいたします。

緊急情報を聞き逃しなく。災害時に広報体制は整っておりますか。防災無線初め、メールやツイッター、ホームページなどが整っておりますが、肝心の豪雨等のときに

は必ずしも広報体制は万全ではありません。SNSが使えない方がたくさんおられます。住宅の高気密性等で防災無線の聞き逃しの声が多く聞かれております。その対策をどう対処していくのか、町長のご所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
それでは、犬飼議員の緊急情報を聞き逃しなくについてのご質問についてお答えいたします。

町では、災害時の広報活動の手段といたしましては、地域防災計画で定めております一つとしまして、防災行政無線による放送、2つ目にはホームページへの掲載、3つ目には緊急速報メール、エリアメール、登録メール、ツイッターを通じての広報、4つ目には広報車による巡回、5つ目にはテレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じての広報、6つ目には町の職員、また消防団員の皆さんによる対象地域の住民等への伝達と災害の状況に応じた広報活動を行っているところでございます。

昨年9月の関東・東北豪雨では、吉田川の落合水位観測所におけます避難判断水位6.8メートルに達する時間帯が深夜になる見込みでありましたことから、避難準備や避難勧告の段階を踏まずに避難指示を発令しまして、その伝達手段といたしましては、防災行政無線と避難指示対象地区の消防団員の皆さんによります全世帯への周知と避難所までの誘導を行いました。

ご質問のありました広報活動手段の一つであります防災行政無線放送の緊急情報の聞き逃し対策といたしましては、防災行政無線の放送内容を確認できるダイヤルサービス、携帯電話やパソコンに配信する登録メールサービスがありまして、ご利用方法については広報誌やホームページでご案内をいたしているところでございます。

昨年9月の関東・東北豪雨を教訓といたしまして、災害の状況に応じた緊急情報の広報活動に今後努めてまいりたいと思っております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

災害時に、防災無線による広報体制は、先ほどのお話のように整っておりますが、昨年の9・11の関東・東北豪雨災害のような肝心の災害のときに防災無線の聞き逃しで避難がおくれたとの声も多数聞いております。ご存じのとおり、我が家も高田にあります。吉田川のすぐ近くに住んでおりますので、昨年の9・11の豪雨災害では大変な被害にあいました。私自身被災しておりますので、被災したたくさんの皆様のご苦勞が痛切に身に染みて感じております。そんな中、9月12日には公明党の国会議員3人がすぐさま吉田川の緊急現地調査に駆けつけてまいりました。被害が大きかった吉田川周辺も調査し、この現地調査をもとに9月24日の参議院災害特別委員会で質問をしていただき、激甚災害への早期指定や稲作農家に対する支援を国に要請していただきました。その結果、平成27年の10月6日の閣議決定において、大和町の激甚災害が決定いたしました。水害の際には、町長を初め町の職員の皆様のご尽力には大変感謝いたしております。

さて、防災無線におきましては、現在の建物は高气密になっていて、大雨などでは特に聞こえない。さらに昨年の5月からデジタル化になっておりますが、時々途切れて聞こえづらいとも聞いております。再度聞くための聞き逃しテレホン案内サービスがあると聞いておりますが、6月号の広報たいわの最終ページにも掲載されておりましたが、1年間で何件の利用状況があるのかお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

9・11、改めてお見舞い申し上げます。

フリーダイヤルを使った利用回数ということによろしいんですね。利用回数につきましては、1年間、平成27年4月から平成28年5月30日まで630回。平均すると45回ぐらいでございます。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

住民の防災意識が高まっていることから、防災強化を進めていただきたいと思いま

す。防災無線のテレホンサービスは現在有料となっております。ここに気仙沼市の取り組みの資料がございます。気仙沼市はことしの4月から緊急情報の聞き逃しを防ぐための防災行政無線テレホンサービスをフリーダイヤル化しました。同サービスは、防災行政無線で放送した1時間前までの内容を音声案内で確認できるもので、無料にしてほしいとの声が相次いでいたそうです。東日本大震災以降、住民の防災意識が高まり、さらなる防災対策の強化のため、音声案内の無料化をしたとあります。我が町でも、昨年の9・11関東・東北豪雨災害があったので、町民を災害から守るためのサービスはぜひ無料化にすべきと思いますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この件につきましては、気仙沼の例があるようでございますが、大和町でも無料化は今考えております。それで、フリーダイヤルになりますので、0120という形になりますけれども、今その方向で準備に入っております。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

災害はいつ来るかわからないので、ぜひ無料化を早急に対応していただきますよう強く要望いたします。

次の質問に入らせていただきます。

次に、防災会議に女性委員の複数登用をでございます。防災会議条例によりますと、委員は26人以内となっております。しかし、委員構成の現状を見ると、女性委員は1人となっております。女性委員をふやし、助成ならでの防災体制を整えるべきと思いますが、町長のご所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまの、防災会議に女性委員の複数登用をについてでございますが、大和町防災会議の委員につきましては、大和町防災会議条例で26人以内と規定しておりまして、委員の構成は指定地方行政機関の職員、あるいは県知事の部内の職員、3番目には大和警察署長、4番目町長の部内の職員、5番目町教育委員会教育長、6番目黒川消防本部消防長及び町の消防団長、7番目には指定公共機関又は指定地方公共機関の職員、8番目にその他町長が必要と認めた者という形でございますが、町長が委嘱、あるいは任命をいたします。大和町防災会議条例は、災害対策基本法第16条第6項の規定により定められておりますが、委員につきましては、特定の職にあるものを当てはめる、いわゆる充て職であることも事実でございますが、現状では女性委員は大和町婦人防火クラブ連合会長の1人だけとなっております。

防災会議は平成27年2月13日に地域防災計画の改定について協議を行うために開催いたしておりますけれども、それ以降は災害会議で協議するような議案がありませんでしたので開催してはならないところでありますけれども、全国的に見ましても、地方防災会議への女性登用は少ない状況であるようでございますが、女性ならではの考え方や視点があると思いますので、女性委員の複数登用につきましては、次回の選任時期に考えてまいりたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

ここに政府の方針の新聞報道がございます。6月1日付の新聞でございます。防災会議の女性委員が7%でございます。政府は5月31日、2016年版の男女共同参画白書を閣議決定したそうです。地域防災を担う市区町村の防災会議に参加する女性委員の割合が、何と7.7%にしかっていないとの調査がございます。今後女性の登用を積極的に進めて、防災施策への男女共同参画の視点を導入すると明記しております。防災会議は、地方自治体の職員や有識者らが集まり、防災計画などについて協議する場でございます。災害時の避難所運営では、着がえ場所や授乳スペースなど、女性目線の対策が必要となるため、政府は女性の意見を取り入れるよう求めているとございます。熊本地震を踏まえて、政府は大災害の際に設置する避難所で、女性に配慮した運営を図るため、全国の市町村に職員向けの特別研修を実施するよう求める方針を固

めたそうです。将来的には、各自治体に女性の視点をいたした避難所運営のマニュアルを作成してもらおう考えだとも政府筋が明らかにしております。内閣府による熊本地震の調査では、避難所で暮らす女性が授乳や着がえの場所がない、下着を干しにくいといった悩みを抱え、ストレスの一因になっている実態もわかっております。これまでの各自治体による独自の再開対応研修では、女性の利便性が十分考慮されているとはいえ、平時からの対策強化が急務であると思います。大和町で足りない対策は何かを議論し、防災計画に反映させるためには、防災会議への女性委員の複数登用を強く要望いたしますが、町長のご所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

女性の視点というのは大切だということで、先ほども申しましたけれども、次回からの選任につきましては、そういったことも考慮して委員を選任したいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

平時からの対策が急務だと思いますので、次回の選任時と言われましたが、いつごろになるでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

防災会議というのは、会議を開く必要性のあるときにそういった会議が催されますので、次回開催があるときになります。ですから、いつごろとか何月何日というものではなくて、会議の性質がそういうものですから、よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

平時からの対策が急務と思いますので、早急な対応を要望いたします。女性の視点でチェックし、防災体制を改善していけば、女性だけでなく、高齢者や障害ある人、乳幼児、子供も含めた全ての人のためになると思います。町民の命と生活を守るために、女性の意見を反映していただけるようご期待申し上げます。

次に、3つ目の質問に入らせていただきます。

3点目は、投票率アップについてでございます。期日前投票について、入場券にあらかじめ理由を明示したものに記入していけば、即投票用紙を受理できるのではないのでしょうか、それが投票率アップにつながると思いますが、町長のご所見をお伺いいたします。

議長 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまの、ご質問ですが、選挙は選挙投票日に投票時において投票することを原則とはしておりますけれども、期日前投票制度は、選挙期日前であっても選挙期日と同じく投票を行うことができる仕組みでございます。期日前投票は、選挙期日に仕事や外出の予定があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる旨の宣誓書の提出が必要となります。

本町の期日前投票の手順でございますが、まず、投票に来られた方の投票書、入場券のバーコードを読み取りまして、氏名、年齢等から本人確認をいたします。次に、投票日に投票にいけない理由をお尋ねしまして、宣誓書を印刷いたしております。記載されている氏名の振り仮名、生年月日及び住所に間違いがないか確認していただいた上で漢字で署名していただきまして、投票用紙を交付するという流れになっております。そういうことで、投票者につきましては、基本的に署名するだけで投票ができるシステムでございます。

議員ご質問の投票所入場券の裏側に宣誓書を印刷することで、投票者が事前に必要事項を記載することができ、期日前投票所での手続きの簡素化を図るものとのことでございますけれども、これは、近隣市町では大崎市、加美町で導入しておりまして、

郡内ではまだ導入していない状況ではございます。ただしこの方法でありましても、期日前投票所で受けつける際は、持参した宣誓書に基づきまして本人の確認と記載項目に誤りがないかを確認する必要がありますので、本町で今実施しているバーコード方式の期日前投票とほぼ同じ時間を要するものと選挙管理委員会から報告は受けております。

投票率の傾向につきましては、郵政解散選挙と言われました平成17年9月執行の第44回衆議院議員選挙は、全体で62.88%、20代から30代の平均投票率は48.13%。政権交代や子ども手当が争点になりました平成21年8月執行の第45回衆議院議員選挙は、全体で66.38%、20代から30代の平均投票率は51.48%となっておりまして、争点が明確な選挙は有権者の方々の関心も高く、投票率が高いものと推察しております。

なお、7月に予定されます参議院議員選挙につきましては、衆議院解散による衆・参同日選挙の可能性が直前まであったことから、期日前投票所の混乱を避けるため、受け付け方法の変更はしないこととして準備を進めております。投票率向上のために、成年者はもちろんのこと、児童・生徒への啓発活動とあわせ、有権者の皆さんにとってどのような方法が投票しやすく投票率向上につながるか、引き続き調査研究を進めてまいりたいと思っております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)
犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)
有権者の皆さんにとってどのような方法が投票しやすく投票率向上につながるか、引き続き調査研究を進めてまいりたいとご答弁されましたが、引き続き調査研究というのは、どのような方法で調査研究をされるかお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
どのような方法ということでございますけれども、例えば期日前投票の日数の問題とか、場所の問題とか、あとは先ほどお話にあった印刷の問題につきましては、印刷をすることはやぶさかでないと思います。ただ、そのことによって投票が速くなると

いうものではないということをご理解いただいたと思いますが、どうしてもシステム上、本人の確認とか事由の確認とかそういったことはやらなければいけないものですから、今もただ署名してもらっただけでありますけれども、前もって署名してもらおうという分についての時間の短縮になるということも一つの考え方とは思いますが、その辺の調査といたしますか、加美とか大崎市でもやっているということでございますから、そういったところの確認といたしますか、いいところ、悪いところ、そういったことも調査したいと思います。

議長（馬場久雄君）
犬飼克子さん。

3 番（犬飼克子君）

7月の参議院選挙から、選挙権が18歳以上になります。本日黒川高校に出前講座に行き、模擬投票等を行っている聞いております。若者が政治に興味を持ち、さらに選挙に参加しやすいように、棄権をしないようにするために、投票率アップをするためには、やはり期日前投票がとても有効だと思います。しかし、期日前投票については、町長のご所見にもございましたが、宣誓書を書くときにいろいろ聞かれて不快な思いをされている方も、しつこいなどたくさんお聞きしております。ある新聞の声の欄に、69歳の男性からの投稿が載っておりました。「私に選挙権が与えられてから50年近くたちましたが、楽しいと思って投票に出かけたことは一度もありません。投票所の雰囲気も楽しくありません。シーンと静まり返って、複数の目が何かを監視するように映ります。これに少し緊張感を覚えるのも楽しくない一因です。しかし、私はよほどの理由がない限り棄権しないようにしています」とありました。不正がないように監視するのは当然のことではございますが、特に期日前投票については、手続き時間がかからないとのご答弁がございましたが、行きにくいとの声としつこいという声がありますので、投票日に行けない理由を聞かれるのが嫌だとの声も多く、これがなくなれば、少しでも時間をとらないというよりも、少しでも不快な思いをしない人が投票に行くのではないかと確信いたしております。入場券のはがきの裏に書いていて、すぐ投票用紙をいただけるように、利便性をぜひ図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

投票所が楽しくないということですが、投票を楽しくということではなく、やはり義務、責任ということで行くわけですから、その辺は真剣にやってもらいたいと思いますし、それから、しつこいとかというお話も、確かにそういうことがあるのかもしれませんが、これはこういった決まりがあって、やらなければいけないということで、本人の確認とか、特に期日前にはそういったことがございます。できるだけソフトに対応するというについては十分注意をしたいと思いますが、確認作業については、これはやむを得ないのではないかと思います。それから、期日前の印刷ということは、先ほども言いましたけれども、それはできることだと思いますけれども、それにしても確認はしなければならないということです。やっぱりそれだけでぽんと出されて、ああそうですかということではないので、この辺については、これから新しく投票する18歳以上の高校生の方もそうなんだと思いますけれども、そういったものであるということの一つのルールといいますか、その辺はやむを得ないのではないかと思います。シーンとしてみんなに見られるというけれども、やっぱりそれもみんな見るためにいるんですね、不正がないように。だから、この辺はちょっと難しいところがあるんですけども、そういうことで、義務を果たすということの一つだとしてご理解いただきたい。なるべくソフトに対応することは努めてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

これはあくまでも新聞の投稿でございます。7月の参議院には間に合わなくても、隣の加美町は3年前から、大崎市は昨年より行っております。郡内で実施していなくても、まず我が町から実施していただきますように、一人でも多くの方が選挙に参加し、民意を反映できるようにご期待申し上げ、1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 （馬場久雄君）

以上で、犬飼克子さんの一般質問を終わります。

次に、2番今野信一君。

2 番 (今野信一君)

先ほどの犬飼議員と同じく、議員1年生でございますので、どうぞよろしくお願い致します。

私のほうからは、商店街を含むまちづくりについてと通学路の安全確保について、2件6要旨を準備してまいりましたので、町長にお伺いさせていただきたいと思えます。

まず1件目、商店街を含むまちづくりについてです。まちづくりについて以下の3点を町長にお伺いします。1つ、今まで何度か商店街の調査・診断を行ってききましたが、大きな成果を上げるどころまで結びついていないように感じます。商店街の活性化にかける思いをお伺いしたいと思います。2つ目、町長選のときおっしゃってありました若手商工人や宮城大、企業との連携で活力ある商店街を目指す。その意味をお伺いしたいと思います。そして3点目、商店があるから人が集まってきたのではなく、人が集まってくるので商店街ができたわけで、公共施設が多くあった吉岡に商店が集積されました。しかし、役場や黒川病院が移転し、町が拡散され、回遊するお客様が少なくなり、結果にぎわいを失ってきたように感じます。商業地の再生を考えるには、総合的なまちづくりの計画が必須で、どのように商店街のある地域に付加価値をつけることができるかがポイントになると思っております。そういう立地をよくする手立てはないのでしょうか。以上3点を町長にお伺いします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ただいまのご質問でございますが、商店街も含むまちづくりについてのご質問でございました。今までの商店街に関しての計画といたしましては、商店街が郊外型大型店の進出や消費者ニーズの多様化などの商店街におけますさまざまな問題に対応できておらず、将来が憂慮されるため、中心市街地である吉岡地区を対象に居住産業が一体となった新しい地域づくりのモデルとなり得るまちづくりマスタープランの整備が急務になりましたことから、大和町中心市街地地区構成基本計画報告書を平成4年に

策定しております、この報告を受けて、平成5年に大和町商工会中町振興会で作成しました大和町吉岡中町地区商業地再生基本計画があります。さらに平成9年には、大和町中心市街地マスタープランを策定しております、計画策定のためにその都度調査が実施されていることと存じます。

特筆すべきことは、大和町商工会と中町振興会が策定した大和町吉岡中町地区商業地再生基本計画であります。商店街を構成している個店の繁栄のためだけではなく、町の衰退を引きとめ、繁栄に導くための有力な手段として、地域商業の振興をまちづくりの視点で描いております。具体的には、交易センターを核に複合商業施設、共同店舗を整備しようとするもので、まさに現在のショッピングモールに通じるところがあるものでございます。しかしながら、その整備のために各個店の移転等を伴うことから、古典の理解と協力を得ることが難しく、実施には至らなかったものと認識しております。現在の商店街振興計画につきましては、これらの計画を受けまして、大和町都市計画マスタープランの中で、中心商業業務地ゾーンとして位置づけがなされております。商店街は商業者の集積として地域経済において重要な役割を担うとともに、地域の暮らしを支える生活基盤として多様なコミュニティ機能も担ってきました。しかし、近年、商業者の高齢化と後継者不足等の問題も顕在化しているところでもございます。

今般の映画「殿、利息でござる」の上映を機会に、旧御本陣に吉岡宿案内所を5月7日にオープンいたしました。オープンから5月31日までの吉岡宿案内所の来所者が3,465人と、1日平均151人に達しておりますことから、町としてもこの機会を好機と捉えております。また、旧街道沿いにのぼり旗やペナントの設置や特に空き店舗のシャッターを利用したシャッターアートを実施したことで、今までの商店街の風景と違ったものになってきているものと感じております。商工会や各個店におかれましても、創意と工夫のもと、さらに商店街の活性化に取り組んでいただけることを希望します。町でも商店街の振興を担う商工会と連携しまして、商店街の活性化にさらに尽力してまいりたいと思っております。

最後に、若手商工人や宮城大学、企業との連携で活力ある商店街を目指すについてお答えいたします。平成27年4月24日に宮城大学と連携協力に関する協定を締結しております。締結の内容といたしましては、人材育成、文化振興、産業振興など、まちづくりの各分野での協力を明記しております。町内企業との連携も踏まえて、これから宮城大学が持つ人的、知的資源、研究成果などを活用し、活力ある商店街の実現に向けて一緒に進めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

ご答弁内にありました、平成4年に大和町が発行しております大和町中心市街地区構成基本計画報告書の中には、吉岡町の核の形成ということで、商業、カルチャーサービスの機能の複合した町、核の形成とか商店街の活性化として老朽化した建物の共同化、協調化、安全に歩ける道路公園の整備等々、いろいろなハード面に対して考えられている部分が多くみられております。そしてまた、大和町の商工会で出しております、先ほどご答弁の中にもありました商業地活性化基本計画報告書、これは午前中に高平議員もおっしゃってございました、中心市街地の活性化法、大店法が廃止され、大店立地法にかわってまちづくり三法とかそういうお話だったと思ひまして、先ほど言いましたような基本計画が実際にできておった。それを中心市街地活性化法を使ってそれも利用可能だった基本計画ができていたということで、そういったことあった。しかし、余りにも大きなまちづくり計画だったために、商店街のほうがちよっとひるんだという形なんではないでしょうか。そういったようなものがありまして、実行には移されなかったような経緯があったんじゃないかなと思います。そういう大きな面から、最近では空き店舗をどうしようかというような、商店街をどうするかではなく、商店街にするためにはどうしたらいいんだろうかというところまで、何となくトーンが下がってきているように思うんです。そこあたりを、そういうようなところまでになってしまったところで、町長はどのようにお考えかなというところをお聞かせ願ひたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

商店街の現状というか、そういった状況であるということは非常に残念に思ひます。お話のとおり、マスタープランとか中町地区商業地区再生については、非常に大きなプランで、共同のテナントとかそういったことがあってというのを私も覚えております。そういったことについて、なかなかそのまま進まなくてということで、今ひるん

だというお話がありましたけれども、確かにそういった、我々も商人として見たときに、おっとなった記憶は私もあるんです。あのことについて、行政側にも何でこんなことをするんだという意見もあったような気がしておりますし、商店街の方からも、いろんな意見があったような気がする計画でした。そういうことで、それがなかなか進まなかったということで、今の状況についてでございますけれども、商店街の活性化というよりも、店の1軒1軒をとという状況になっているということなので、非常に残念なことだと思っております。何からスタートすればいいのかということになってくると思っておりますが、商売をやっている個々の方々は一生涯懸命努力されていると思いますので、町として、単発ではありますけれども、起爆剂的なことでもいろいろやっているものですから、こういったことが点が線、あるいは面に広がっていくといいですか、そういったふうにつながっていってもらえば大変いいんだろうなど。町がまずやるのが点になれば、起爆剤になれば、それをつないでいって活動が広がるのが大事なんだろうなどと思っております。

この間のまほろば大学の開講式に蔵王の教育委員関係の方が来られて、真田村についてお話をされておられました。そのときに、行政でできることと住民の方がやれることと、そういったものがうまくマッチしていける状況になるということがいいんだと思って、そういう成果が出ているということで聞きましたけれども、やはり、ある組織だけではなくて、いろんな組織、あるいはいろんな人が一緒になってやっていくという力といいますか、抽象的な言い方になりますけれども、そういったものが求められているのではないかと思います。それぞれの役割を一つ一つ果たすものが、さっき言いました、つながって面になるといった展開が今必要なんだろうという思いはあるところです。そのためには、さっき言った映画の今の状況などは、一つのいい起爆剤になってくれるのではないかなという思いもあります。ちょっと回答にはなっていないかもしれませんが、思います。

議長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2番 (今野信一君)

行政と住民が同じ方向を向けるというんでしょうか、やっぱりみんなで同じまちづくりを考えるというような、同じ方向を向くようなことというのは大変必要なことかと思うんです。1ずつの力が同じ方向を向くことによって100人だと100の力になるん

じゃないかなと、ベクトルの向きというか、大きさ、そういったもののようにも思います。そういった気持ちが商店街だけではなく、町の運営のほうとかそういった理解という言葉かもしれませんが、そういうものが得られるのならば、いい方向に向かうのかなと思うんです。ここの個人もそうなんですけれども、やはり組織というものがある以上、先ほど商工会というお話も出ましたけれども、そういったものとの連携というものは欠かせないものじゃないかなと思います。そこの話し合いというものがものすごく大切かなとは思いますが、どうしても会議、先ほどの中町で行われました商業地活性基本計画書みたいなものをつくりましますよみたいな形で、大きく大上段に構えて会議なんかを持ちますと、どうしても本来思っている意見が言いづらかったりとかいうことがある。常日ごろから町の職員と商工会の職員、もしくは商店街の若い者たちが集まれるような形をつくって、ここのところはこうしたらいいねという話を普段でできれば、そういうときに対処できるのではないかなと。いまだに中町の中心であります西友跡地、ああいうものも常日ごろから話し合いを持っていることによって、こういう空き店舗ができちゃったんだけどどうしようかね、じゃあ、この間話していたような形で進められないだろうかというような、そういうものに持っていけるのかなと思うので、やはり会議というような形のものではなく、常日ごろのものがまちづくりになっていけるのかなと思うんですが。商工会と町との、まちづくり課なのか産業振興課なのかわかりませんが、そういった接点というか、常日ごろの会議というか、まちづくりに関してそういう話し合いみたいなものは持たれてはいるんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

商工会と町の関係ということでございますけれども、常日ごろ定期的に、例えばこういった打ち合わせをすとか、そういったものはないと思っております。例えばまほろば夏まつりがあったときの集まりとか、今回の映画のときの集まりとか、そういった一つの目的というんですか、常に意見の交換を自由にするというものではなくて、あることについての意見の交換という場はあるわけですが、常日ごろからのフランクな、定期的な懇談の場は持っていないのが現状です。

議 長 (馬場久雄君)
今野信一君。

2 番 (今野信一君)
町長はそういうものの必要性は感じませんか。まちづくりにおいてそういうような、
商工会だけではなく、そういう団体と常日ごろ話し合いを持つようなものというのは。

議 長 (馬場久雄君)
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
必要性というか、そういうものは大切なことだと思います。ですから、かしこまって
集まって意見の交換ということではなくて、常に思っていることを言い合えて、ア
イデアの積み重ねができるという場は非常に大切だと思います。

議 長 (馬場久雄君)
今野信一君。

2 番 (今野信一君)
「殿、利息でござる」この映画の影響で、大変吉岡にお客様がいらっしゃって
いただいております。それで、住民の方からもお話をいただくんですけども、ちょっと
後手後手に回っているんじゃないか。そういったことに関してお客様がいっぱい来る
けれども、商店街での対応が余りにも鈍いんじゃないかというようなお話を聞いたり
して、実際そうだなと思うんですが、どうしても我々はそういったものには慣れてい
なく、町としても慣れてはいないところだと思うんですが、町ではプロジェクトチ
ームをつくって早急にどういったことをしようかというお話をしたり、動いてはいた
だいて、のぼりとかフラッグをつくっていただきました。そして、町を飾ってはいた
んですが、そういうようなところに、商工会というか、商工人の代表が入っての合同
的な会議というものが持たれずに進められたということで、商店街のほうとしても、ど
の程度町としてやっているんだろうとか、我々はこういったところをやればいいん
だろうかというような調整がうまくできなかったように思うんです。そういったよう
な、せめてそういうところからでも商工会と町とがうまく動ければなど、ちょっと残

念なところは思ったんですが、そういったところは感じませんでしたでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回の映画関係につきましては、そのとおり、どうしても後手後手といいますか、何をやっていいかわからなかったということがあったりして。町でもプロジェクトチーム、若手の有志という方々に集まってもらっていろいろやったところですけども、何をしたいかわからない、どういったことがやれるんだろうというところから入っていきましたので、そういった意味では十分な対応ではなかったと思っております。

あと、商工会との連携ということについては、最初の段階では町だけでプロジェクトを組んでしまいましたのでお話する機会はなかったと思っておりますが、その後にいろいろお土産とかではご相談させてもらったとは思っております。なかなかうまく通じなかった部分があったのか、そういった面で、回数的なものとか内容が密にできたかという、その辺については不足していたかなという思いはあります。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

やはり、常日ごろから商工人と町と接点があれば、そういったことにもすぐ速やかに対処できたのかなと思われまので、何かそういう機会といいたいでしょうか、そういった話の中からまちづくりというものは実現していくのかなと思いますので、機会を多くしていただきまして、担当者と協議できるようなものができればなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の……。

議 長 （馬場久雄君）

2 件目に入りますか。

2 番 （今野信一君）

2 件目ではなくて、第2 要旨のほうなんですけれども、町長がおっしゃっております

した、若手商工人や宮城大、企業との連携ということで、先ほど宮城大との連携協定を締結したというお話ですが、その中には人材育成とか文化振興、産業振興なんかが含まれているようなんですが、それはどのように行われているのか、そしてまた、町が直接人材育成ということで、商工人を大学のほうにとかそういうことまで考えていらっしゃるのか、そういったことをお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

宮城大学との連携ということでございますけれども、人材育成といった場合には、今の段階では商工人の方々ということではないのです。町の職員が事業に参加をするとか、そういったことで現在は進んでおりますけれども、今お話しのとおり、商工人の方々がそういうことを望むということがあれば、それは一つの方法として宮城大学との連携の中に組み込むことは、これは相手がある話ですけれども、そういったことももしかしたら可能なのかもしれませんが。そういったこととか、今回宮城大学の学生がまちづくりコンテストという形でテーマを出して応募してもらおうというものを今学校のほうにPRというか、説明会等をやっております。そういったことで、前には西友の跡地の利用法とかいろいろあったような話も聞きますけれども、今度は町が宮城大学にお願いをして、こういった形で参加しませんかという声かけを今実際にやっております。

それから、これはまだまだ先の話になりますが、宮城大学として、大和町をフィールドとしていろいろ考えていきたいという考え方が一つあるようです。これは、何という具体のものではないにせよ、こういった地域をフィールドにしていろいろな活動をしたり、研究をしたりしたいというお話がありました。まだ正式にはなっておりませんが、例えば今やっている御本陣の案内所は、一応映画がある間ということで1年間という考え方を持っておりますけれども、その後あそこを宮城大学の拠点という形にして使ってもらうことも考えられるのではないかなど、これは提案ですが、そういったこともしております。そういったことで、学生の方々にいろんな形で参加してもらおうとか、町に興味を持ってもらおうとか、こっちに来るようになれば、そういうところで商店街の方々といろいろな交流もできるとか、そういった広がりが出ていくのではないかと考えております。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

町と宮城大学との中に商工人も入れるような形で、意見を吸い上げていただいて、そういった町づくりというものがなされればいいかなと思います。どうしてもお勤めの方とは違い、我々商工人というものは、朝起きてご飯を食べて、さあ出かけますではなくて店を開けて商売を始める。夜になればそのまま店を閉めてご飯を食べて寝ると。一日中24時間を大和町の中で過ごしている。お勤めの方ですとどうしても日中は大和町外にいらっしゃったりとか、大和町内にお勤めの方ももちろんいらっしゃいますが、そういう中では、やっぱり大和町にかかわる時間帯が多いということでは思いが強いのではないでしょうか、ここはこうあったらいいのになとかいろいろ思うところがあるんじゃないかなと思います。もちろん商工人だけではなく、一般の主婦層なんかもそうなんだろうが、そういった方々はやはり町に対しての意見というものを結構お持ちじゃないかなと思いますので、そういった方々のお話を聞いていただき、まちづくりに利用していただければなと考えますし、そうあるべきじゃないかなというものを感じ、そこをお願いしたいなと思います。

ということで、第3点のほうに移らせていただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

今野議員、1時間経過したので、暫時休憩させていただきます。

休憩時間は10分間といたします。

午後3時21分 休 憩

午後3時31分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番今野信一君。

2 番 (今野信一君)

1 件目の商店街関係、第 3 要旨、もう少し質問させていただきたいと思います。

立地産業という言葉がございまして、商店街なんかではよく使う言葉でございますけれども、立地がよければ商売が繁盛する。人が多く集まればそれだけ商売につながるというお話です。立地をよくするためには交通量を多くする、先ほど午前中に高平議員もおっしゃっていました。道路を拡幅してセットバックをしたりして、町長はそれによって通過道路になってしまう、そういうこともあるでしょうけれども、まず人が多く入ってもらわなければならないということもあるでしょう。そしてまた、公共施設があつて、そこに行かねばならない人たちもあるという、人がにぎわいを出すような条件というものがいろいろあると思います。もちろん有名店を呼んでくる、大きな核店舗を備えつける、アミューズメント施設ですとかそういう施設をつくり出すことによって行く必要性が出てくる。そういったことによってにぎわいというものが創出されてくる。それで人がその間を行き交うことによって商店がにぎわってくるというような、商店がそこで発生するというようなことが出てくるのかなと思います。ですので、やっぱり付加価値をつけないことには、空き店舗に助成金を出して起業家に来てもらったりとか、そういうこともあるんでしょうけれども、付加価値がない限り、人がいっぱい来ない限りは、そういった空き店舗をじゃあ自分が使って商売をしようかと思う方がいらっしやらないんじゃないかなと思います。そこで、町の総合計画の中で中心市街地を考える上で、商店街の近辺にそういったものをつくり、商店街が活性化するような形のまちづくりというものが必要なんじゃないかなと思いますが、そういった大きな面で捉えて、町長はいかがお思いでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

町の活性化ということで、商店街に価値があるものを持ってきてというお話でございます。それは一つ間違いなくそういうことだと思います。まちづくりをするに当たって、どのエリアを町と考えるかの見方もあるんだと思っています。商店街、病院が外れたといいます、人口がふえてくることによって町のキャパが大きくなってくることによって、そういった移設ということも必要になってくる。大和町の場合はそういうことがあったと思いますけれども、そういったこともありますので、付加価値の

あるものがそばにあるということは間違いなくそうだと思いますが、これがこちらに来たから分散したという見方ではなくて、町が大きくなったという見方も必要なのではないかと思います。ただ、そういった中での付加価値のあるものをまたそのエリアに持ってくるということも方法の一つとしては大変結構なことだと思いますが、さてどういったものがあるのかなということが今度はいろいろ課題になってくるんだろうと思っています。どういったものということに限らず、そこまで具体的に言わない中での付加価値のあるもの、そういったものについては、方法の一つとしては間違いなくいいことだと思います。

議 長 （馬場久雄君）
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

午前中にもコンパクトシティというお話がありました。やはり、昔の吉岡地区というものがまさしくそれじゃないかなと思うんですけれども、朝早くバスで吉岡の町に来る。そして黒川病院に行って診察を受けて、そして次に役場に行って手続きをし、吉岡郵便局に行って年金を引き出しいろいろな手続をして、その合間合間に商店街というものがあり、そこで購入していた。そういった、町に来るまではそういう交通機関を使うんですけれども、あとは歩いて回れるぐらいのコンパクトなまちづくり、そういったものがお話としては結構あったりします。それを、もちろん大和町というものはだんだん広がっていく、大きくなっていくということで、どこまでをコンパクトという考え方ができるのかというのは難しいところだと思うんですよね。ただ、今まで小さかったものを少し大きくしたことによってそれが薄まってしまったということがありますので、もう少しそこらのでこ入的なことも必要なのかなと考えます。そういうようなところでの、それは話し合いを持ってどのぐらいのゾーン化をしなければならないのかということもあるんでしょうけれども、そういった考え方というものが必要なんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話しのとおり、コンパクトシティという考え方は大変結構な考えだと思います。これもお話しのとおり、どの部分、どの大ききでコンパクトというかということですし、今お話しがあった旧吉岡につきましては、車できて町に下りてしまえばそこで歩いて全部できたコンパクトさといいますか、それはそれで一つだったと思っています。そういったことではありますけれども、今、マスタープランの中で、町でエリアゾーン分けしているんですけれども、学校関係の教育施設とか、商店街の中町、上町はにぎわい交流ゾーンという位置づけ、あとはまほろばホールの辺りを交通文化交流、ひだまりの辺りを健康福祉拠点、そして役場の辺りを公共公益というような、ちょっと大きくした状況のゾーン化をしております。これを考えたときにも回遊できるようにと。回遊の距離が何メートルまでならいいんだということは確かにあります。老人の足でどうだ、普通の人の足でどうだということもありますので、全く歩かないで行けるわけではないわけですから、そういったことはあるんですが、一つのそういったマスタープランの中でゾーン化をして考えていることはあるんです。ただ、今度はゾーンの中のコンパクト化がまた一つ出てくるんだらうなど。ゾーンはゾーンで、全体はゾーンの組み合わせで一つになっていますけれども、ゾーンの中の活性化が今の課題になっている状況なんだと思います。ですから、さっきお話し、病院があり、郵便局がありというものは、これはこれで、そういった形態ではなくなった事実は確かにあると思いますが、だからといって病院をまたというわけにもいかないわけですし、そういった中で、ゾーンの活性化といったことは大切な方法としてやっていかなければいけない。何があったらそういったものが活性化するのか、そういったものは真剣にいろんなお話を聞きながら、考えてまちづくりを進めなければいけない大事な部分だと思います。

議長（馬場久雄君）

今野信一君。

2番（今野信一君）

先日、総務常任委員会でデマンドタクシーのお話を聞いて、その利用状況的には黒川病院と商業施設の利用頻度が高かった、そこから乗られる方が多かったという話を聞きました。商業施設と聞いて、ああ商店街も使ってもらっているのかなと思いましたらば、ほとんどがヨークベニマルとヤマザワだったという話で。そうすると、黒川病院とヨークベニマルとヤマザワ、あそこのラインがよく人が行き来している。先ほ

ど町長がおっしゃられたゾーンの中のゾーンとしてのあそこのゾーンというところがある。それをうまく回遊させられるというか、そういう方策が必要なのかなと思います。やはり、第1要件のほうでも言いましたけれども、やはり何かの施設が移転してしまった場合、その空き地がそのままになる、もしくは次は何に使うんだというのがちょっと考える前に移転してしまう必要性のほうが早くて、そちらのほうに移ってしまい、そこが空き地になってしまったり、おくれて工事が始まるということで、町の中というものが、やはり少しにぎわいを創出するほうに向いていないような部分もありますので、そういったことも考えつつこれからのまちづくりというものは必要なかなとも考えます。もし、特に意見があればあれなんですけれども、よろしいですか。もしなければ。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

確かに、デマンドの状況を見れば、そういった人の動きでそこに1つのゾーンがあるということで、これを回遊させる方法というものが商店街の活性化、中心市街地の活性化につながっていくんだろうとは思いますが。また、空き地の整備という計画性を持った中で、そこに何をつくるという形の中で進められればよろしいんでしょうけれども、なかなかその辺について、西友の跡地のことかもしれませんけれども、なかなかそこまで行っていないのが現実です。どういったものがあればいいのかと常に思うんですけれども、そういったことを話す場、そういったものをやろうという意欲を見せてこさせる方法というんですか、意欲を出してもらえる方法というものが大事なんだろうなと。そのことには、さっき言ったいろんな話し合いの場が常にあるとか、組織からの情報がきちんと伝わるとか、なかなかその辺がうまくいっていない部分がちょっとあるのかなという気がしています。答えにはならないかもしれませんが、おっしゃることはそのとおりだと思っております。具体的にどうやったらいいのかということについて、非常に難しいんだろうなということと、できればそういったことについてのいろんなご意見をいろんな機会にお話しただければ大変ありがたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

それでは、そういったような、商工会だけではなく商工人との連携というものを密にさせていただいて、今後町づくりというものに参画できればなどと考えております。

続きまして、2件目に移りたいと思います。

通学路の安全確保について。児童・生徒が安全に通学できるよう以下の3点についてお伺いしたいと思います。

1つ目、平成24年から黒川地区交通安全協会吉岡支部を中心に各団体の働きもあり、吉岡小学校と大和中学校前の道路が制限速度時速30キロになりました。今後町としてどのように学校周辺の整備をしていくのか、お伺いしたいと思います。そして2点目、学校、警察、保護者などと通学路の安全点検は行っていらっしゃるのか。そして3点目、朝の通勤時間帯や中学生の部活帰りなどの時間帯を考慮した点検は行っているのか、それについてお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますが、平成24年から黒川地区交通安全協会吉岡支部を中心に各団体の働きもあり、吉岡小学校と大和中学校の前の道路が制限速度時速30キロになったが、今後町としてどのような対応をするか、整備をしていくかということでございますが、対象となりました道路につきましては、町道権現堂線だと思います。当路線につきましては、平成7年以前は幅員が5メートル未満の道路でしたので、制限速度が時速20キロでございましたが、同年に道路改良事業の完成と同時に制限速度が時速40キロに設定されまして、去年の平成27年12月に新たに制限速度が時速30キロに設定されたところでございます。そのような中で、昨年12月に大和警察署交通課より、当該町道を除く吉岡小学校及び大和中学校周辺の市街地内に存する生活道路をゾーン30の区域、これは南端が県道升沢吉岡線、西端が町道中町下町線、東端から北側を国道4号線と町道下町奥田線に囲まれたエリアをゾーン30として設定して、歩行者の安全確保と運転者への注意喚起を図りたいが、そのために路面表示などの安全対策が不可欠であることから、町に対して協力を依頼されたところでござい

ます。町といたしましても、当該地区をゾーン30に設定することは歩行者の通行の安全を図る上で極めて有効であるとの観点から、今年度の事業といたしまして、町道権現堂線に接します3路線、町道中町裏道線、これは八幡神社の脇。あと町道町裏西どう線、これは元千葉パン屋のところから八幡神社に抜けると。それから、町道八幡小路東どう線、喫茶店いずみから小学校にぶつかる道路。あそこに新たな歩行者レーンとしまして、路面に緑色の明示を行いまして、歩行者の通行安全を図ることとしておるところでございます。

次に、学校、保護者などと通学路の安全点検を行っているかということでございますが、通学路の安全点検に関しましては、平成24年4月以降、国内で登下校中の児童等の列に自動車か突入し、死傷者が多数発生する痛ましい事故が相次いで発生したことを受けまして、平成24年5月1日付で学校の通学路の安全確保についてといたしまして、文部科学省から各地域の学校、警察、道路管理者等が連携、協働して、学校の通学路の安全点検や安全確保を図るよう、関係機関に対し依頼されたところでございます。

本町におきましては、その依頼によりまして、平成24年8月に県道、町道の管理者、教育委員会、学校、PTA、警察が連携しまして、通学路の緊急合同点検を実施したところでございます。その点検では、各構成員が小学校区ごとに現地で通学路状況を確認し、危険個所の把握とその対策等につきまして検討を行い、順次対応してまいりました。また、各小・中学校におきましても、毎年、教員、PTAが通学路の安全点検を実施しております。新たな危険個所が確認されたときには、その都度学校から教育委員会が連絡を受けまして、各関係機関と連携をとり対策を講じているところです。

危険個所の点検につきましては、これまで年1回大和町PTA連合会から各小・中学校ごとの危険個所にかかわる要望書を町が受けまして、現地の確認を行い、町及び関係機関に連絡し対応しておりました。現在は、地区PTAからの通学路危険個所改善要望を各学校が受けまして、学校からその都度教育委員会にその報告をいただき、迅速に同様の対応を行っているところでございます。

続きまして、朝の通勤時間や中学生の部活動帰りの時間帯等、時間帯を考慮した点検を行っているのかについてでございますが、朝夕の時間帯を想定した点検は、徒歩だけではなくて、自転車通学の児童・生徒への安全はもちろん、特に冬期間におきましては暗くなるのが早く、防犯の対策についても大変重要であると考えておりますので、そのような視点も取り入れながら関係部署と連携し安全対策に努めていきたいと考えております。

また、各小中学校におきましても、登下校時の安全点検を実施しておりますが、これからもPTA防犯パトロール隊や交通指導隊員の方々にご協力をいただき、学校と連携をとりながら、児童・生徒が安心して通学できるよう、なお一層の安全点検を行い、事故が起こらないように取り組んでまいりたいと思います。以上です。

議 長 （馬場久雄君）
今野信一君。

2 番 （今野信一君）
ゾーン30ということで、整備されるということ。路面に緑色の表示、カラー舗装という形でしょうか、それを行うという理解でよろしいのでしょうか。あと、そのほかにも何かお考えとかはあるかないか、お伺いしたいんですが。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
今議員お話のとおり、緑色で歩道をカラー舗装という形で色を塗って、そこを目で見やすく塗り分ける方法です。

議 長 （馬場久雄君）
今野信一君。

2 番 （今野信一君）
吉岡南とかまほろば2丁目とか、そういったところは歩道がきちんと整備されて、大変歩きやすいところが確保されているんですが、どうしても旧市街地のほうに入りますと、歩道が整備されておらずに、側溝のふたの上を子供たちが歩くような形になっております。先ほどおっしゃいました3路線につきましても、大変道路の幅が狭く、そういった中で歩道の塗り分けという形をとろうとなさっているようですが、どのぐらいの幅になるのかなと。大分狭いんじゃないのかなと考えるんですが、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
具体的には課長から。幅とか。

議 長 (馬場久雄君)
都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 (佐々木哲郎君)

それでは、先ほどのご質問にお答えいたします。

道路の脇に緑色のレーンを引きまして、歩行者の観点からそういった整備をしていくという考えですけれども、幅につきましては、通常歩行者につきましては75センチメートル。歩道専用ということで、すれ違うということで、一般的には歩道は1.5メートル以上が設置基準となっていますけれども、今回の路面に関しましては幅員も狭いということで、最低75センチメートルは確保していきたいと考えてございます。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)
今野信一君。

2 番 (今野信一君)
それは両側ですか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
その件につきましても、課長のほうからお答えします。

議 長 (馬場久雄君)
都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

お答えいたします。道路幅員は通常車道ですと3メートルが1車線という市街地の道路の定義がございますので、その3メートルをとった外にそういったレーンを確保していきたい。場所によっては取れない場所もございますので、両側とれない場所は片側だけという形になろうかと思えます。今後警察署と協議をした上で、そういった設定をしていきたいと考えてございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

小学校の近くはたしか吉岡小学校だけではなく、スクールゾーンというようなゾーンの設定の仕方があったはずですが、何かそれが最近形骸化してしまった。そういう意識がなくなったような感じがして、ゾーン30という設定が今度新たに加わって、同じ具合にそういう意識が薄れてくるのかなとも思えますので、そういったカラー舗装ももちろん大切ですが、やっぱり人の教育といいましょうか、ここの路線は子供たちがたくさん集まる場所だから気をつけましょうというような呼びかけみたいなものも必要になってくるのかなとも感じられますので、そういった教育指導といいましょうか、一般にも呼びかけるような形も必要かなとも考えますが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おっしゃるとおり、一般の方々にも呼びかけるといいですか、しっかり指導するということが大切だと思っております。今のゾーン30というものも、緑で、歩行者はもちろんですけども、運転する人の視覚に訴えるということもあるんだと思っております。ですから、そういったことがあるということは子供たちが多いたか、そういった意識をしっかり持ってもらうという啓蒙活動も大切なことだと思います。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

では、そういった方向で、学校周辺で事故なんかが起きることのないような政策をとっていただきたいと思いますと考えます。

また、要旨の2点目と3点目、一緒になるかと思いますが、安全点検を行っているというんですが、1年に1遍なのか、それとも1月に1遍とか、そういう形なのかわかりませんが、どのぐらいのペースでやっておられるのか。また、やるときの人員。保護者とかも含まれているのか、学校の先生と警察などはどうなのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいんですが。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ただいまのご質問は学校関係ということでございますので、教育委員会のほうにお願いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、今野信一議員の質問にお答えしたいと思います。

最初に、今野議員につきましては、本当に朝夕子供たちの安全指導ありがとうございます。本当に安全指導のみならず、挨拶なども非常によくなってまいりました。感謝申し上げます。これからもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいまの質問ですが、まず学校につきましては、回数にばらつきはあるんですが、大体2回から13回ということで、つまり少ない学校については日常的にやっていて、学校で決めた回数は2回だということだと思っんですね。小規模校においては、ほとんど日常的に管理職が通学路点検などをやっておって、挨拶運動もあわせている状況があります。それから、通常1学期の初め、2学期の初め、3学期の初めにつきましては、必ず通学路の安全点検をするように委員会から指示をしております。

すので、学校とは別に町全体で点検を行っております。それから、夏休みにつきましては、今度はPTAと一緒に なりまして安全点検を実施して、結果を学校、教育委員会に報告していただいて、必要な場合にはその都度対応していくというふうにしております。

それから、登下校ですので、スクールバスもございます。スクールバスにつきましては、開始時に教員がバスに乗りまして、乗降の様子を確認したり、安全指導を行うということを行っております。それから、バス委員会というものを設けまして、まずは子供たちのバス委員会。そこでは、日常的な安全の約束とか、あるいは子供たちは日誌を毎日つけておりますので、日誌をもとにいろいろな情報の確認などを行っております。それから、定期的に保護者を集めたバス委員会を設置しまして、危険な運行経路とか停留所の位置の関係とか、そのようなもろもろ日常的な情報交換を学校と行いまして対応するという状況がありまして、通常の徒歩、自転車、スクールバスと、学校と保護者が中心になりまして点検活動を実施している状況がございます。以上でございます。

議長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2番 (今野信一君)

ゾーン30地区だけではなく、やはりそういった通学路の点検は大変必要なことだと思いますし、どうしても子供だけが通学して、親は何かの行事のときは車で学校まで行ってしまふということで、子供が歩いている道路を実際歩いていないという場合があります。たしか、PTAの行事で、町との懇談会といいましょうか、町への要望書を出すような機会があり、そういったようなものがあつたと思うんですが、そういったものをもう少し、こういうことに使ってくださいというような、通学路をチェックしてもらって、その通学路においてこういう危険な場所があるという要望を出させるという例なんかを出してもらおうと、実際によろしいんじゃないかと。私が子供が在学中に、町への要望は何かありませんかとそのまま言われまして、町への要望……急に言われてもな、ということがありました。そういったような、通学路の点検なんかをした上で町への要望が何かあればという一言を入れてもらうだけでも、そういった見方があるのかなと思いましたので、そここのところもお願いしたいと思っております。

また、町内の中では、たしか去年、小学生が側溝のふたにつまずいて転んでけがを

したということがありました。それはどういうことかという、側溝の手がけの部分というんでしょうか、少し穴があるんですけども、それが同じ方向に並んでいるならばさほどの大きさでもないんですが、向きがかわってしまいまして、同じ幅が2倍になってしまったということで、足がちょうど突っかかってしまって転んだということ。まれにそういうことがあるのかなと思いましたが、この間私も歩いて見ている、そういうようなところを見つけてしまいました。1カ所あったんですが、それをすぐに県道でしたので、県のほうから来て直してはいただいたということなんですが、せっかく来ていただけるんだしたら、もう少し幅広くチェックするようなことがあればいいのかなとも思いましたので、そういったことも考えつつ通学路の点検も行えればなと思いましたが、意見させていただきたいと思います。答弁をいただいて終わりにしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。時間がありませんので簡明に。

町 長 （浅野 元君）

中学校とかPTAからのご要望につきましては、各PTAで道路を歩いて、そしてまとめてもらって出してもらっていたと思っております。吉岡だけもしかして違うのか。それで、さっきも言いましたけれども、今は要望を出すのを切りかえまして、直接学校のほうにそういう形を出して、学校から教育委員会に行ってもらってというスタイルには変えましたけれども、やり方、考え方としては継続しておりますので、そういった現地を歩いた中での要望という形で来ていると思っております。

それから、そういった上ぶたについては、至急直さなければいけないと思いますし、県のほうにもそういったことは至急直すように、町のほうでもあればすぐ行って直したいと思いますし、またそういった点検もしっかりしていきたいと思っております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

以上で、今野信一君の一般質問を終わります。ご苦労さまでした。

では、次に、6番門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

2期目の門間でございます。一般質問をさせていただきますが、非常に緊張しておりますので、1問2要旨について質問しますが、前後左右することになるかも知れません。お許しをいただきたいなと思います。

通告に従いまして、まずは読み上げさせていただきます。

鶴巢田中橋についてということで、鶴巢幕柳の田中橋が5月31日、つい先日ではあります。補修工事を完了し、通行どめを解除し、開通の運びとなりました。住民にとっての生活道路であり、近隣市町村から仙台などへの通勤路としての大きな役割を果たしていた橋の通行どめ解除は、利用者にとっては待ちに待ったものであります。しかし、通行どめ解除に当たり、14トン未満という今までになかった新たな制限が加わり、積載した大型車両は迂回を余儀なくされております。

そこで、次の2点について、町長にお伺いいたします。

町管理の町道幕柳大平線の田中橋のさらなる整備計画はあるのか。2点目、近接交差する県道吉岡塩釜線も含め、周辺の道路整備の考えはあるのか。以上2点について、町長の答弁ではあります。町としてのお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、まず、田中橋の補修工事に際しましては、通行どめの期間が長期間となりまして、地元の皆様を初め、利用される皆様に多大なるご不便をおかけしておりましたが、おかげさまをもちまして、5月31日の午前11時に通行どめを解除したところでございます。

田中橋の補修工事につきましては、平成24年に発生した中央自動車道の笹子トンネル天井板落下事故を受けまして、道路の重要構造物、橋やトンネルでございますが、それらを対象に全国一斉に点検することになりまして、本町におきましても平成26年度から大型車両の交通量が比較的多い橋梁から点検を実施したところでございます。その点検におきまして、田中橋の劣化が著しく、現状のまま車両の通行を継続した場合落橋の恐れがあるとの点検結果が報告されたところでございます。そのため、橋梁の改修方法を検討した結果、現在の橋梁を当初の強度に復元することが早期開放に結びつくとの判断から、原状復旧への補修工法となったもので、その際、橋梁の耐荷重

を再検証した結果、現橋梁の耐荷重が14トンであることが判明したことから、改めて制限標識を設置しまして、橋梁の維持、保全を図っていくものでございます。

初めに、町管理の町道幕柳大平線の田中橋のさらなる整備計画はあるのかとのご質問でございますが、今回実施しました補修工事は、先ほども話しましたけれども、早期交通開放を図るため、現状の強度に復元したものでございますが、現橋梁の耐荷重を増強することは、橋梁全ての構造を変えることになりまして、橋台の改修やそれに伴っての河川改修計画との整合、さらには県道との交差点の形状改良など、多くの課題が山積することから、本町独自の整備については、大変困難なものと捉えております。

次に、近接交差する県道吉岡塩釜線も含め周辺の道路整備の考えについてでございますが、田中橋に近接する県道吉岡塩釜線の整備につきましては、先ほどのご質問と関連いたしますが、平成8年2月ごろに宮城県仙台土木事務所から県道吉岡塩釜線、県道仙台三本木線、町道幕柳大平線、田中橋を含めた交差点改良計画とあわせて、一級河川小西川の河川改修計画の説明会が沿線地元住民の方を対象に開催されましたが、事業計画と地元住民の意見の一致が見つからずに、事業化は延期されたまま現在に至っているところでございます。

現在の田中橋を含む交差点は変則的な形状で、以前から危険な交差点となっていたため、交差点を通過する車両と歩行者の安全を図るとしまして、宮城県公安委員会が昨年の3月2日に信号機を設置したものでありますが、さらなる安全を図るため、当該交差点の改良事業について、地元の皆様の意見や他町、富谷町になりますが、関連する課題を整理しながら検討、相談してまいりたいと思っております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

質問2 要旨なんですけど、今町長に答弁をいただきました。このことに尽きるのかなと思って、再質問はなくてもいいんですけど、若干させていただこうかなと思ってございます。

1 要旨目、さらなる整備計画はのことにに関して、最後の語尾に、大変困難なことと捉えておりますという答弁なんですけど、あの橋は、幕柳大平線の県道から分かれるところの一番最初の10メートルも行かないとことにかかっている、小西川にかかっている

る橋です。ちょうど1キロメートルぐらい行ったところに、最初某生コン会社ができ、その営業販売をするに当たって、橋が小さすぎるということで橋を継ぎ足したという経緯があるようです。そのために二重構造になっていたと。要は半分半分構造が別だと。その部分で、鶴巣村の時代だったのか大和町になってからかよく存じませんが、古い橋、最初からかかっていた部分の橋が今回落下の危険があると判断されたと聞いて、1年ほど前に通行どめになったと。私も調べたわけではありませんが、聞いた話ですから、そういうふうにお聞きしております。

あの地区、特に理解できる人は、なかなか地域的に理解できないのかもわかりませんが、県道から分かれて大平下方向に向かうと同時に、4軒の土とり関係、生コン会社が入っております。大型積載したこれから現場に配達に行くという大型車両が、14トンの規制があることによって、特に一番端に近い会社は、10メートル目の前に県道があって、橋が通ればすぐにいけるにもかかわらず、わざわざその端を右折しながら遠ざかって、3キロメートル、5キロメートル先の、重吉橋という橋を渡って県道に出て、そこから塩竈、吉岡方面に配達に向かう。あるいは富谷方面に車橋を渡って行くという作業を余儀なくされていると。落下の事故で通行どめ以来。開通はして、町民の方々、あるいは通勤に使われる普通乗用車の方々には便利になったと非常に喜ばれていると思いますが、事業者にとっては、迂回をしなくちゃいけないことによって、これも私が調べたあれではないんですが、概算とすれば、ガソリン代、あるいは軽油代、年間うん百万と。迂回をすることによって。そのくらい不利益が出ているということも考えられると思うんです。今大和町で、独自で田中橋をかけかえろと言われても、なかなか予算的な部分もあるでしょうし、住民の生活が優先だということで早期復旧を図って改修工事をしていただいた部分は、私も産業建設常任委員会のメンバーとして、都市建設課佐々木課長から話を聞いておりますし、非常に理解して感謝申し上げます。ただ、これから長期的な部分で、そのままがいいのかという思いもあって、きょうこの問題を1点に絞って取り上げさせていただきました。今私が述べたことに関して、町長、いかようにお感じになるでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今回、田中橋については14トン規制となったところでございます。これまでも本来

14トン規制という状況ではあったんだと思いますけれども、その表示がなかったという状況であったということです。それで、今回再度調査をし直した結果、渡れないということになりましたので、事業者の方には大変ご迷惑をおかけすると思っておりますが、その状況を説明させていただいて、ご理解を今現在いただいた中で、空車であれば、帰りにつきましては14トン未満ということだと思しますので、荷物を積んだときにはご協力をということでお願いをしているところでございます。その分に時間と費用ということも当然かかってくるとは考えますが、そこはご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

橋だけ単独に直すといいますと、結局さっきの2番目の交差点改良までかかってくる話になってくるんだと思っております。交差点改良がなされれば、当然田中橋についても、今の橋ではなくて、違った線形になってくるということになるんだと思っておりますので、そういった、以前にいろいろ課題があったようでございますので、その辺を、時間もたっておりますので、整理しながら、あるいはこれは富谷町との関係も出てきますので、大和町だけではなくということになりますので、その状況、富谷の考え方、そういったものも考えながら課題を整理して県のほうに交差点改良も含めての相談をさせてもらいたいと思っております。

議長 （馬場久雄君）
門間浩宇君。

6番 （門間浩宇君）

ありがとうございます。心強いお言葉だと受けとめさせていただきます。

今鶴巣、特に大崎近辺、鳥屋近辺には、今問題にしている田中橋、それと14トン規制であれば樵橋もそうですか。制限がないのが重吉橋ということで、あの近辺では大型車両の通行量が多い割には1橋しか通行できる部分がない。特に石ノ沢、あるいは大平関係の大型車両が吉岡なり塩竈方面に向かうときには1橋を渡る以外ないと。帰りは空荷ですから、14トン規制には引っかかりませんから問題なく通れますが、そういったことで、幕柳大平線にかかる特に田中橋に関しては、通勤通学だけじゃなく事業者にとっても大きな影響のある橋だということは、皆さん認識していただいていると思いますし、やっぱりこれからのことも考えるべきなんだろうなと私は思っております。

町長の答弁にもありましたが、これは都市建設課の佐々木課長から、この間図面を

土木事務所からいただいてファックスでいただいて、縮小ですからわかりにくいんですが、20年前に県のほうで、住民説明会の資料用なのか、正式な図面をこうやって持ってきているんですよ。あそこの田中橋の交差点、県道も含めた交差点の図面です。なぜかわかりませんが、1回の住民説明会だけで終わっているんですね。正式なこんな図面までつくって、なぜ県で1回しか説明しなかったのか。答弁にもありましたが、住民の土地利用に関する合意がなされなかったということで済んでしまったのか、もうわかりませんが、県のほうでそういうふうに判断したのかもわかりません。やっぱりこういったものは、当時の今泉から来る県道にぶつかる道路、幕柳大平線の起点の部分のところの交差点、町長も言ったように変則になってございます。先日信号が1年前についた途端に橋が渡れなくなったという部分もあるんですが、こういった問題、改良するきっかけがあったにもかかわらず、住民との合意形成がなかなかなされなかったということはわかるんですが、この開通をきっかけに、ぜひこの問題を県のほうに、あるいは国のほうに要望していただいて、あそこの改良工事をやっぱり進めていただきたいなという思いで、きょうはいい機会なのかなと。田中橋開通、14トン規制があるにもかかわらず、開通して大変うれしいことなんですけど、いずれ3年、5年かかる話なんですね、やっぱり橋をかけかえるということは。これからやっぱり、今からでもその作業にかかっていたいただきたいなという思いがあり、今回田中橋の開通に伴っていい機会かなという思いも込めて、この問題を提起させていただいたところがあります。町長のこの辺の気持ちといいますか、今すぐには県の執行の部分、それに照らし合わせて町の田中橋の改良もという思いも込めて申し上げましたが、町長の見解をお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この橋につきましては、一旦の修繕は終わったということでございます。それでご不便はおかけするんですが、14トン規制の中でスタートをするということになります。改良するとすれば、さっき言いました交差点改良との連動というものがやってくる、そのやり方になろうと思っています。県で以前に説明したときになんでそういうふうになったのか、何回説明したかちょっと私はそこまで確認はしておりませんでしたけど、今この交差点が県のどういうポジションにあるのか、県の考え方として。そういった

こともあるんだと思います。図面は私も持っておりますけれども、あなればかなり費用もかかる工事でしょうし、大きな工事になってくるんだらうなという思いもありますので。ただ、交差点はあくまでも変則でございますし、危険な箇所ということは、信号がついてもやっぱりちょっといずい信号というんでしょうか、難しい信号のような気がしますので。県のほうの確認も含めて、何でできなくなったのかということも再度確認をしながら、富谷の考えも確認しながらやっていかなければいけないと。相談しながらということをお願いしたけれども、この状況を再度確認し直して、こういった進めができるのか、県と相談してまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

ありがとうございます。あの県道交差点は、やっぱり町長が先ほど申しましたように、非常に危険な道路でもありますし、見通しの悪い部分でもあります。この図面によれば、大分カーブの部分も、きついカーブも緩和されるような形になっておりますし、町内の工業団地から県外へ搬出される重要な県道塩竈吉岡線でもありますし、その端っこにかかる重要な田中橋でもありますから、その改良工事をぜひ進めていただいて、よりよい大和町なり交通環境になることを要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 （馬場久雄君）

以上で、門間浩宇君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。休憩時間は10分間といたします。

午後4時28分 休 憩

午後4時36分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継続したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定しました。

次に、一般質問、4番馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

馬場でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従いまして質問いたします。

1件目でございます。農業振興策についてということでございます。農業経営基盤の安定化、所得の増大のためには、町主導で農産物の加工や販売を促進しなければならぬと考えますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

1、農商工との連携による地元農産物の加工食品化、商品化はどのように進んでいるのか。2、本町の農産物及び加工品のPRが弱いように感じるが。3、新たな大和町独自の農産物及び加工品の検討等を行っているか。以上の3点について、よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、初めに、農商工との連携による地元農産物の加工食品化はどのように進んでいるかのご質問でございます。

農商工との連携によります加工食品化の取り組みにつきましては、生産体制の確立、生産量の確保、流通体制などの連携体制が必要でございまして、製品化することにはさまざまな難しい問題があります。このような中で、農事組合法人エイノの「舞茸ごはんの素」、鶴巣そば生産組合の「鶴巣そば」、JAあさひなの「そば焼酎」「椎茸かまぼこ」「しいたけたっぷりカレー」などの加工製品が商品化されております。町としましては、地元農産物と加工業者のマッチングを行うなど、JAあさひなど連携をしまして、新たな加工食品化に協力してまいります。

次に、本町の農産物及び加工品のPRが弱いように感じるがとの質問でございます。優良地場産品推奨品として認定しました本町の農産物加工品は、ホームページや大和町ガイドブックの物産コーナー「まほろばのめぐみ」に掲載しておりまして、観光物産協会によります吉岡宿本陣案内所やまほろば夏まつりを初めとした各種イベントで、

地場産品を販売するなど、PR活動の実施をしております。一部の農産物では、ふるさと納税の返礼品としての活用も図ってまいります。

次に、新たな大和町独自の農産物及び加工品の検討等を行っているかのご質問でございます。本町独自の農産物につきましては、転作作物を中心に導入してきた経緯がございまして、導入に当たりましては、作物生産体制の産地化など、JAあさひなが主体となって進めてまいりました。具体的には、日本人の食文化の多様化やその時々々の消費者動向などにより、ハウレンソウ、エダマメ、ソバ、曲がりネギ、マイタケ、シイタケなどのさまざまな作物を生産してまいりました。これからも、消費者の動向など、流行に合わせて付加価値の高い加工品の製品化が見込める作物をJAあさひなや生産者等と連携し検討してまいりたいと思います。

また、水産業といたしましては、宮城県が開発しました全雌三倍体イワナであります「伊達いわな」の振興を図るため、本議会に補正予算をお願いしておりますが、南川ダム湖畔に加工施設を整備いたしまして、燻製や切り身などの加工を行う計画であります。加工品は、主に首都圏や仙台市に出荷するほか、町内の飲食店にも市場価格より安価で提供する予定としております。町内、県内、全国に「伊達いわな」を本町の特産品としてPRしてまいります。以上です。

議長（馬場久雄君）
馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

それでは、1点目のお答えについてちょっとお聞きしたいんですけども、地元農産物と加工業者とのマッチングということで、それはどういうことを行っているのか。私もJAの青年部にいましたが、どちらかというと町からJAあさひなに完全委託というか、頼むよという形で依頼をしているほうが大きいんじゃないのかなというところがございます。ちょっとその2点についてお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

これは、マッチングといってもなかなか難しいのが現実だと思っております。JAあさひなが産物についての知識も持っておられますので、JAあさひなが中心になるという形でお願いしている経緯はこれまでもございます。町でやったといいますと、例えば酒ですね。「七ツ森伝説」などというものは、加工米といいますか、地元の水を使って大和蔵酒造でつくっていただいた経緯がございました。あれは、ささみのりということで、なかなかその後継続的にささみのりをつくってもらうということは難しいとか、そういうものがあつたところではありますが、製品として酒については今残っております。そのほか、具体的にこれといって商品化できたものというものはまだないのですが、ずいぶん前の話ですけれども、以前にはハウレンソウのハウスリースが一時はやった時期がありました。あのときに、ハウレンソウをどうやってやろうかという中で、いろんな研究をした中で、ハウレンソウの粉末化を研究した経緯がありました。その後、その粉末をどうやって使うかということまで行かなかったところですが、そういった研究をやった経緯はございました。以上です。

議 長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

今、マッチングは難しいというお答えだったんですけれども、先ほど今野議員からもあつたとおり、商工会と連携して、やっぱり吉岡の町中で食べられるような商品を開発していただいて、ある程度そば類はあると思うんですけれども、やっぱり地元のを地元の人に食べていただくということが一番根本だと思うんですよね。地産地消であり、やっぱりそのものを食べるというのは当然のことかなと思いますし、やはりその辺をもう少し、町からも、もちろんJAも商工会も連携しなくてはいけないんですけれども、ぜひその点をもう少し、産業振興課なり、やっぱりいろいろ知識もお持ちでしょうから、ぜひその辺のお願いをしていったらいいんじゃないのかなと思っておりますが、どうでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

地元のを地元にとというのはそのとおりだと思います。地元で回るのが一番いいんだということもあります。そういった形で進められるようなお手伝いということはいろいろ考えられると思いますが、例えば、今、鍋まつりというのをやっています。これは、宮城県全圏、仙台市に集まってやっている。あれは、マイタケを使って大和町の特産としてマイタケ汁というものを提供しているんですが、残念ながら、マイタケ汁は提供しているんですが、大和町のどこで食べられるんですかといったときに、それがなかった状況です。ですから、大和町の特産といいながら、これはいいですよとPRしながら、なかなか地元に来てどこで食べられるんですかといったときに、ないという状況もありましたので、これはあるお店に鍋まつりにも一緒に参加してもらって、そういったメニューを加えてもらったりということもあります。そういうことで、そういったヒット商品というのはなかなか難しいところがあるのですけれども、そればかりではなくて、情動的には持っている部分もありますので、商工会にも頑張ってもらって、農協と連携しながら、地元で、いわゆる地産地消といいますか、そういったものには力を入れていければと思っております。

先ほどちょっと言いましたけれども、今度、全雌三倍体という大きなイワナ。これは、今までも築地のほうに出しているんだそうです。値段がかなりよろしいと。それで、その辺の問題があるという課題もあるようですので、今回加工して大量生産ができるようなことで価格が安くなるとか、あと、地元でも、地元に来れば安価にというか、何ぼ安くなるかわかりませんが、そういったものになればいいなと思って、これも今回補正予算の中ではございますけれども取り組んでいくということですので、よろしくをお願いします。

議長（馬場久雄君）

馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

ぜひ、吉岡の町内で大和町産の生産したものを食べれるように、これは普通のことだと思いますので、地元の商店街の方たちにも、お店の方たちにもご協力をお願いしていったらいいんじゃないのかなと思ひまして、では、次の2点目に移りたいと思います。

ホームページ、ガイドブック、物産コーナー、やっていらっしゃるようでけれども、どちらかというと、私の感じでいうと、こういうものがありますよと言っているだけ

で、割と強く売り込むのが少ないんじゃないのかなと思うんですね。やっぱり今、ある程度「ありますよ」は多分もうネットとかで全部見れるんですけども、さらにその先に、やっぱり売っていかないとその商品の価値というものは出てこないし、やっぱり食べていただく、見ていただく、そうしないとそのもの自体のよさはわかっていただけないのかなと。どうしても、何が原因なのかはわかりませんが、ありますよという商品のPRにしかになっていないように感じるんですけども、その辺について1点お願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

商品のPRということですが、ある商品を町がどこまでできるかという問題もあると思います。原料が町の特産であるということで、もちろん応援はするんですけども、ある商品について、これを町が持って行って売り込みというものについては、どこまでやれるのか。公の場とその辺もありますので、なかなかその辺の難しさはあると思っております。ただ、今度、ふるさと納税の返礼品なんかにもそういったものを加えていけば、これも一つの大きなPRになってくると思っておりますし、後はやっぱり直売会とかお祭りとか、そういうときに、物産協会とか公社の力も借りながら、そういったところでPRをするとか、そういったやり方は今までもやっているんですけども、個々の売り込みが町でいくというのは、工業団地を買ってくれというのはちょっと違うようなあれもあるような気がしますので。そう言いながら、できる中で、まだまだ足りないというお話でございますので、いろいろ工夫してやっていきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

今、町長からふるさと納税の返礼品と、今私も言おうと思っていたんですけども、これはどのように具体的なお考えになっていらっしゃるのか、お答えいただきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
ふるさと納税ですが、もうスタートはしております。まだまだ品目は足りないのですが、米、牛肉、お酒等々です。あといろいろ、それこそイワナとか、シイタケとかもあるんですが、まだ業者との話し合いが煮詰まっていない部分もありますので、順次決まり次第そういったメニューをふやしていきたいと考えております。

議 長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）
ふるさと納税はやっぱり今、返礼品がかなりいいところはいいものを出していて、納税もふえているという現状でございます。そこを結構見ていらっしゃる方も随分いて、納税している方もいらっしゃいますので、やはり、大和町としてもよくお考えになって返礼品をやっていたきたいと思います。これは答えはいいです。

では、次、3点目、新たな大和町独自の農産物及び加工品の検討ということでございますけれども、どうして私がこの話題を質問したかという、平成30年に生産調整が終わりまして、7,500円の助成金が多分打ち切られるというのが見えていまして、そのときに、生産を任せますよと。つくる人たちに任せますよ、行政は入りませんよと私は捉えているんです。そのときに、やっぱりその町々、例えば市とか、県とかある程度オリジナルブランドというものが無いといけないと思いますし、やっぱりその町でしか取れない野菜みたいな、もう本当に独自というか、町々で違う作物をつくって行って、それを売っていくような、新たな収入源の確保みたいなものが必要になってくるのかなと。もちろん水田のフル活用にもそれはかかってくると思うんですけれども、その辺について、町長、どのようにお考えかお答えください。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

生産調整が終了した段階で、田んぼの利用ということだと思います。まず、米が主体ということですので、あさひな米とかそういったもののブランド化ということももちろんあると思います。また、そのほかに、田んぼを利用してというもの、言ってみれば転作作物といいますか、そういったものについては、やっぱり難しいところはあるんだと思っています。今、好調だと聞いているのが曲がりネギですか。北海道のほうに随分販路が広がっていると聞いております。そういったもの、これはもちろん農協が力を入れてやっておられるということがありますし、また、今回ブルーベリーを一部スタートしております。今回のサミットで、富谷のブルーベリーのジュースが利用されたということで、非常に話題になっておりまして、今需要がうんとあるんだけれども追いつかないという状況だそうでございます。ブルーベリーは富谷だけでつくっているのではなくてという話もありますので、そういった一つの方法として、今一部ブルーベリーを大和町でもつくってこられている方がおいでだと聞いておりますので、そういった新しい方向の一つとしてはあるのかなと思います。あと、ブドウとかをハウスで。これは農協が進めていますけれども、そういった新たな作物も出てきていると聞いておりますので、そういったものを一緒になって協力体制をとりながらお手伝いを補助するとか、そういったもので取り組んでいかなければいけないと思っております。生産調整がなくなったからまるっきり行政が絡まないということでは多分ないと思っておりますので、そういった形で生産調整につきましてはお任せするよということにはなりますけれども、そのためのお手伝いは行政もしていくということでございますので、その辺をよろしくお願いしたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

行政に頼らないというか、行政の配分に頼らなくなっていくというふうになっているんですね。これは今、富谷町とおっしゃいましたけれども、やっぱり大和町のブランドがほしいなと私も思います。先ほどからおっしゃっているように、やっぱりこれだという、大和町はこれだよというものが、どちらかというと割と全体的にぼっぼっぼとある感じで、大和町といたらこれですというものが本当に、ソバは生産量はそうなんですけれども、ありますよというだけで、そこからのつながりが薄いように感

じるんですね。だから、もう少しその辺を、ソバももう少し力を入れていただくような。とにかく一番は販売になると思うんですけども、そういうものをもう少し強化していただけたらなと思ってございます。

それから、ご答弁にありましたけれども、消費者の動向など流行に合わせてという一文があったんですけども、これもまたJAに諮ってという答弁になるのか、ちょっと町長のお考えをお願いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

消費者の動向というのは、その時代のはやりものということですので、決して農協に任せるといいうことではない。情報の提供とかそういったことはできると思うんですね。ですから、どこで何を求められているとか、どういったものが今付加価値が高くなって有利に使ってもらえるとか、そういったものについては、我々もできる分については農協任せだけではなくて一緒にやっていくということでございます。

あと、企業関係のもので、企業でもいろいろ農産物を使っての研究をしているところもありますので、そういった情報の提供も、うまく合えばできると思っております。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

今のご答弁に合わせますと、さらにその次のご答弁に付加価値の高い加工品の製品化ということで、この辺をちょっとつなげていくと、宮城大の人たちともうちょっといろいろ考えていったらいいんじゃないのかなと。これから、社会に巣立っていく人たちが、また商品をこれからいっぱい買ってくれる人たちの意見を取り入れたらいいかなものかなと思うんですけども、その辺のお考えはないかお答えください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

宮城大学につきましては、当然協定も結んでおりますし、食品関係の部門を持っておりますので、学生の感覚ということはもちろんですし、学校の先生方にも専門の方がおいでということです。ですから、逆にどういったものを、どういうことをやりという意見が農家の方々から出てくるとか、そういったものをつなぐということもありますので、こちらからだけではなくて、宮城大学を利用してこういう研究をしたいとか、そういったお話があれば、町のほうでつないで、そのとおりにできるかどうかは別として、そうした連携もとろうと思っております。お話のとおり、宮城大学とはそういった部分でもしっかり連携した中での協力体制をとってもらおうということは考えております。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

連携をとっていただくということで。私はちょっと見たんですけれども、加美で大学生が酒蔵とコラボして、お酒をつくって今販売しているんですね。こういうことができるんだと改めて思ったものですから、ぜひ宮城大の学生と協調していただいて新たな作物も考えていただいても、それぐらいの覚悟で町としてもやっていただいているのかなと。やはり、もう米もどうしたらいいんだというぐらいまで私は来ていると思うんですよ。やはり新たな作物というのはこれから課題になっていくのかと思いますので、本町の基幹産業だと思いますので、ぜひその辺もお考えいただいて、もちろん水害のときも流す、そういう多面的機能もございますので、ぜひお考えいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

鶴巣教育ふれあいセンターの歩道の整備が必要ではということで、鶴巣教育ふれあいセンターへの歩道の傷みが激しい。鶴巣児童館への通学路、防災センターへの避難路となっており、早急な整備が必要と考えるが、町長の所見を伺います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、鶴巢教育ふれあいセンターの歩道の整備でございますが、この路線につきましては、町道鶴巢中学校線で、現在の鶴巢教育ふれあいセンターの前身であります鶴巢中学校建設の際に合わせて整備した路線です。本路線は歩行者の安全と景観を考慮しまして、街路樹によって車道と歩道を分離した構造となっております。その街路樹の成長に伴いまして、歩道部分に根が伸びまして、その影響で歩道表面の舗装が隆起したものと思われまます。現在の歩道は、避難用の誘導路としての扱いもございますので、街路樹への影響等も考慮しながら、通行に支障のないような対処をしてみたいと思っております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

街路樹はケヤキだそうですね。大きくなると根が相当張って、歩道のほう、私はあそこの中学校の一番最初に入った者だったんですけれども、その当時は本当に小さい木でしたけれども、今、おととい行って見たんですけれども、本当に大きな木になっていまして、根っこもものすごく張っていたんですけれども、この辺の道路の痛みというのは、課長でもいいですけれども、いつごろから把握なさっていたのか。歩道の痛みは。お答えいただければ。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
道路状況の把握ということでございますので、課長よりお答えいたします。

議 長 （馬場久雄君）
都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

それではお答えいたします。歩道の傷みといったことに関しましては、鶴巢中学校線に限ったわけではなくて、吉岡の市街地にもそういった箇所が多少ございますので、

吉岡にしても十数年、20年近く前からそういった傷みがあって、その都度対応してきたと。鶴巣中学校線については、10年ほど前あたりからという話として私も伺っておりますので、当時はそんなにひどくはならなかったらしいんですが、最近特に期の成長とあわせてちょっと凹凸が著しくなってきたかなということで把握はしております。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

そうなんですね。課長、ありがとうございました。もう何年もそのままなんですね。脇の水路も実はふたが半分しか閉まっていないところがあって、これもまた子供たちがどっちによけたらいいのかというぐらいぼこんと15センチメートルぐらい盛り上がったところもございますし、やはりこれは児童館ですので、子供たちは毎日月曜日から金曜日まで上がっていつていきますので、小さい子だとやっぱりつまかけするんですね。やっぱりその辺を配慮していただいて、早目に直していただくというのも必要だと思いますし、あれは伐採はできないんですかね。多分近隣住民の方から伐採してくれという声も上がっていると思ったんですけども。これは課長でも町長でも、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

街路樹でございますので、景観のためにということもありましてやっております。ただ、住民の方が伐採がいいというのであれば……。ただ、景観とかそういったこともありますので、一概に全部ずぼっと切っていいのかどうかもあると思います。その辺は見ながら対応ということになると思います。

議 長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

ありがとうございました。多分、地権者の方の家の前は2本伐採されたと思うんですけども、なぜか知らないけれども、上のほうのケヤキは低くて、ちょうどカーブの一番ひどくなっているところの木が一番伸びているんですよ。ちょっと私もどういう関係かわからないんですけども、そっちのほうに栄養があるのか、そういうものもあるのかとは思うんですけども。本当に伐採も含めて検討していただければ、周りは緑に囲まれていますので、お金の一番かからない方法でということにはなると思うんですけども、子供たちの通っているところでございますので、早目の補修をお願いしたいと思います。以上で私の質問を終わりたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

答弁はいいですね。

4 番 (馬場良勝君)

答弁はいいです。よろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

議 長 (馬場久雄君)

以上で、馬場良勝君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開はあすの午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後5時06分 延 会

上記会議の経過は事務局長浅野喜高の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員